

# **平成27年度実績評価書**

**平成28年7月  
国家公安委員会・警察庁**

## はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成27年3月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

国家公安委員会及び警察庁は、平成27年3月に、基本目標、業績目標、業績指標等を記載した「平成27年度実績評価計画書」を作成したところ、このたび、基本計画及び「平成28年度政策評価の実施に関する計画」（平成28年3月国家公安委員会・警察庁決定）に基づき、「平成27年度実績評価計画書」において示した18の業績目標の実現状況についてそれぞれ評価を行った。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案して総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している（施策全般に関わる事業については、記載を省略している。）。

## 凡 例

### 1 認知件数等について

#### ○ 認知件数

警察において発生を認知した事件の件数をいう。

#### ○ 検挙件数

警察において検挙した事件の件数をいう。

#### ○ 送致件数

警察において送致・送付した事件の件数をいう。

#### ○ 検挙人員

警察において検挙した事件の被疑者の数をいう。

#### ○ 送致人員

警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。

なお、同一人について同種の余罪がある場合、同一の罪について共犯者がある場合があることから、罪種により、検挙件数の合計と検挙人員の合計は必ずしも一致しない。

### 2 刑法犯及び特別法犯について

#### ○ 刑法犯

特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

#### ○ 特別法犯

上記の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、特に断りのない限り、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」

に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

なお、特別法犯については、認知件数を計上していない。

### 3 各業績指標の達成度の評価基準について

#### ○ 達成：◎

指標を全て達成していると認められるもの

#### ○ おおむね達成：○

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

#### ○ 達成が十分とは言い難い：△

指標を全て達成しているとは認められないもの

### 4 各業績目標の達成度の評価基準について（各行政機関共通区分）

#### ○ 目標超過達成：●

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

#### ○ 目標達成：◎

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの

#### ○ 相当程度進展あり：○

一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかつたが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの

#### ○ 進展が大きくない：△

一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかつたなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

#### ○ 目標に向かっていない：×

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかつたため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても

目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

## 5 評価結果の政策への反映の方向性について

### ○ 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

### ○ 改善・見直し

評価対象政策の一部を廃止、休止又は中止するもの

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

### ○ 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

## 政策体系(国家公安委員会・警察庁)

基本目標	業績目標	ページ
<b>1 市民生活の安全と平穏の確保</b>	1 総合的な犯罪抑止対策の推進 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	1 5 7
<b>2 犯罪捜査の的確な推進</b>	1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 3 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 4 科学技術を活用した捜査の更なる推進 5 被疑者取調べの適正化の更なる推進	10 12 14 17 19
<b>3 組織犯罪対策の強化</b>	1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 2 国際組織犯罪対策の強化	21 24
<b>4 安全かつ快適な交通の確保</b>	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 運転者対策の推進 3 道路交通環境の整備	27 29 32
<b>5 国の公安の維持</b>	1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	37 40 43
<b>6 犯罪被害者等の支援の充実</b>	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	46
<b>7 安心できるIT社会の実現</b>	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	49

## 平成27年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保					
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進					
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	114,698 <i>&lt;112,061,442&gt;</i>	134,915 <i>&lt;110,699,410&gt;</i>	124,391 <i>&lt;116,981,772&gt;</i>	69,117 <i>&lt;125,096,438&gt;</i>
		補正予算(b)	0 <i>&lt;13,567,467&gt;</i>	0 <i>&lt;12,116,438&gt;</i>	0 <i>&lt;9,773,369&gt;</i>	
		繰越し等(c)	0 <i>&lt;43,059,215&gt;</i>	0 <i>&lt;10,680,342&gt;</i>		
		合計(a+b+c)	114,698 <i>&lt;168,688,124&gt;</i>	134,915 <i>&lt;133,496,190&gt;</i>		
	執行額(千円)		75,249 <i>&lt;147,774,059&gt;</i>	104,032 <i>&lt;116,879,296&gt;</i>		
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策閣僚会議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開</li> <li>第2 住まいと子どもの安全確保</li> <li>第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生</li> </ul> </li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承)           <ul style="list-style-type: none"> <li>I 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る</li> <li>II 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む</li> <li>III 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する</li> </ul> </li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「子供・若者育成支援推進大綱」(28年2月子ども・若者育成支援推進本部決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>第3 基本的な施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 全ての子供・若者の健やかな育成</li> <li>2 困難を有する子供・若者やその家族の支援</li> <li>3 子供・若者の成長のための社会環境の整備</li> <li>4 子供・若者の成長を支える担い手の養成</li> </ul> </li> <li>第4 施策の推進体制等</li> </ul> </li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>III 戦略の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化</li> <li>(2) 社会を脅かす組織犯罪への対処</li> <li>(3) 銃器対策の推進</li> <li>(4) 國際組織犯罪対策</li> <li>(5) 組織的に敢行される各種事犯への対策</li> <li>(6) 活力ある社会を支える安全・安心の確保                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進</li> <li>(2) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「すべての女性が輝く政策パッケージ」(26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>5 安全・安心な暮らしをしたい               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「人身取引対策行動計画2014」(26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)</li> </ul>					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	
	地域住民等の安全を脅かしている犯罪(注)の認知件数	重要犯罪(件)	14,643	14,290	14,463	14,604	13,856	14,371	12,326
		殺人	1,048	1,034	1,042	952	1,028	1,021	943
		強盗	3,915	3,700	3,615	3,267	2,916	3,483	2,387
		放火	1,222	1,083	1,052	1,093	1,100	1,110	1,054
		強姦	1,265	1,214	1,309	1,389	1,253	1,286	1,138
		略取誘拐・人身売買	172	178	172	188	211	184	191
		強制わいせつ	7,021	7,081	7,273	7,715	7,348	7,288	6,613

			住宅対象侵入犯罪(件)	93,503	85,577	81,763	75,819	65,140	80,360	61,786	
			住宅強盗	301	277	279	243	221	264	187	
			空き巣	51,683	45,488	43,904	39,213	33,339	42,725	30,497	
			忍込み	16,051	15,983	13,419	13,499	11,293	14,049	11,870	
			居空き	3,891	3,622	3,737	3,228	2,644	3,424	2,388	
			住居侵入	21,577	20,207	20,424	19,636	17,643	19,897	16,844	
			※ 27年度は暫定値						(28年4月生活安全企画課作成)		
	達成状況:○ (重要犯罪)	達成目標	注:「治安に関する特別世論調査」(24年7月内閣府実施)及び重点的に抑止すべきとして各都道府県警察が選定した犯罪を総合的に勘案し、重要犯罪及び住宅対象侵入犯罪を地域住民等の安全を脅かしている犯罪として選定した。								
	達成状況:◎ (住宅対象侵入犯罪)		地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。								

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度	
	刑法犯の認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,576,017	1,481,578	1,377,540	1,300,308	1,190,844	1,385,257	1,078,637	
		※ 27年度は暫定値						(28年4月生活安全企画課作成)		
		参考指標②	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度
		防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)	団体数(団体)	44,508	45,672	46,673	47,084	47,532	46,294	48,060
			構成員数(人)	2,701,855	2,713,968	2,773,597	2,747,268	2,776,438	2,742,625	2,758,659
		※ 27年度は暫定値								
		(28年4月生活安全企画課作成)								
		【事例】 児童の登下校における見守り活動や一人暮らしの高齢者宅の訪問による特殊詐欺被害防止の啓発、防犯情報の提供のほか、夕刻のパトロールでは、空き巣、放火等に対する抵抗力の高い環境づくりに着目して活動するなど、地域における安全安心まちづくりに貢献している(岡山)。								
		参考指標③	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度
		少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理事件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	83,469	75,974	63,168	54,385	46,483	64,696	37,062
			項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年
			不良行為少年の補導人員(人)	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	896,777	641,798
			少年相談受理事件数(非行問題)(件)	14,041	13,556	13,341	12,251	11,536	12,945	10,641
			※ 27年度の刑法犯少年の検挙人員は暫定値						(28年4月少年課作成)	
		【事例】 「非行少年を生まない社会づくり」の取組として、産官学連携による少年の万引き抑止事業を推進したほか、非行少年とその保護者の思いを手紙にして交換し絆の再生を働きかけるなど、少年の心、保護者の心に響く立ち直り支援活動等を推進した結果、少年の再犯者率が前年比4.2ポイント低下した(京都)。								
		参考指標④	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度
		風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,113	7,175	7,066	6,713	6,244	6,862	5,909
			検挙人員(人)	7,459	7,580	7,122	6,514	5,942	6,923	5,722
			項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年
			行政処分件数(件)	9,145	8,894	8,854	8,731	7,306	8,586	7,147
		※ 27年度は暫定値								
		(28年4月保安課作成)								
		参考指標⑤	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年
		獣銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)	40	33	31	37	32	35	17
			うち事件	5	5	0	3	4	3	1
			うち事故	35	28	31	34	28	31	16
		(28年4月保安課作成)								

業績目標達成のために行った施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な安全安心まちづくりの推進【行政事業レビュー対象事業:1 防犯ボランティア支援事業の推進】 防犯ボランティア団体のニーズに応じた活動支援を推進するため、全国6ブロックで合計188団体の参加を得てワークショップを開催したほか、防犯カメラの整備等地域で取り組む防犯環境の整備を促進するため、参考となる地域の現地調査を行うなど、防犯ボランティア団体が感じている活動上の課題やこれを踏まえた支援策の方向性について報告書を取りまとめた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子供女性安全対策班」において、27年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等841件を検挙するとともに、指導・警告1,760件を実施した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 各都道府県警察において、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者犯罪被害防止対策の推進【行政事業レビュー対象事業:3 高齢者犯罪被害防止事業】 都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿データを集約の上、計629,000件を都道府県警察に還元し、都道府県警察において、名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電等により注意喚起を実施した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度の構築を推進し、28年3月末現在、24都道府県で整備されている。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及に努め、28年3月末現在、17種類3,291品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非行少年を生まない社会づくりの推進【行政事業レビュー対象事業:2 児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進、4 生活安全警察執務資料作成等】 各都道府県警察において、問題を抱えた個々の少年に積極的に連絡をとり、地域住民や関係機関・団体等と連携して、各種体験活動等を通じた非行少年の立ち直り支援活動を行った。さらに、非行防止教室の開催等を通じた小学生等の規範意識の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りの大きな阻害要因となっている不良交友関係の解消に向けた集団的不良交友関係の実態の把握及び分析等の取組により、非行少年を生まない社会づくりを推進した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進 全国会議等において、様々な形態で営業する違法風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携して実態解明を進めるなどすることによる取締りの推進のほか、自治体や商店街等との協同による迷惑行為の防止と街並みの改善等について都道府県警察に対し指示した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人身取引事犯の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 全国会議等において、各種法令を適用した悪質な雇用主やプローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護・支援等、人身取引事犯に対する取組を一層強化するよう、都道府県警察に対し指示した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除 全国会議等において、獵銃所持不適格者の適切な排除の推進、獵銃許可所持者に対する獵銃等の適正な保管等に関する指導を徹底するよう、都道府県警察に対し指示した。また、実際に発生した事故を基にした資料を新たに作成し、都道府県警察に対し当該資料を活用して獵銃等講習会等を効果的に実施するよう指示した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究【行政事業レビュー対象事業:5 ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究】 ストーカー加害者の被害者に対する執着心・支配意識を取り除くための専門家によるカウンセリングや治療を実施するなどの加害者への精神医学的・心理学的手法に関し、諸外国の取組及び国内での取組についての調査研究を実施した。</li> </ul>

評価結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり		
		判断根拠	<p>業績指標①のうち、27年度中の重要犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して2,045件(14.2%)減少したが、この減少率は刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(22.1%)を下回っていることから、目標をおおむね達成したものと評価する。</p> <p>業績指標①のうち、27年度中の住宅対象侵入犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して18,574件(23.1%)減少し、この減少率は刑法犯認知件数(参考指標①)の減少率(22.5%)を上回っていることから、目標を達成したものと評価する。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>		
	達成状況の分析	<p>業績指標①のうち、重要犯罪の認知件数については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、防犯ボランティア団体数(参考指標②)が増加したことや、携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供を推進したこと等が、目標の達成におおむね有效地に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標①のうち、住宅対象侵入犯罪の認知件数については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、防犯ボランティア団体数(参考指標②)が増加したことや、防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進したこと等が、目標の達成に有效地に寄与したと考えられる。</p>			
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括		目標の見直しの 方向性	<p><b>【業績目標、業績指標及び達成目標】</b> 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を28年度の業績目標等として設定する。</p>		
評価結果の政策 への反映の方向性		<p><b>【引き続き推進】</b> 略取誘拐・人身売買の認知件数が、過去5年間の平均値と比較して増加していることを踏まえ、引き続き、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を推進する。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<input type="radio"/> 「少年非行情勢(平成27年1~12月)」(28年2月警察庁生活安全局少年課) <input type="radio"/> 「平成27年における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締状況等について」(27年3月警察庁生活安全局保安課)				
政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間		

## 平成27年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保					
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化					
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	114,698 <112,061,442>	134,915 <110,699,410>	124,391 <116,981,772>	69,117 <125,096,438>
	補正予算(b)	0 <13,567,467>	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>		
	繰越し等(c)	0 <43,059,215>	0 <10,680,342>			
	合計(a+b+c)	114,698 <168,688,124>	134,915 <133,496,190>			
	執行額(千円)	75,249 <147,774,059>	104,032 <116,879,296>			
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅲ 戰略の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進                       <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 地域警察活動の強化</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)		
業績指標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	総検挙人員(人)	391,376	377,957	347,483	324,754	314,835	351,281	304,932	
		うち地域警察官による検挙人員(人)	324,428	309,175	275,798	250,026	237,022	279,290	224,920	
		占める割合(%)	82.9	81.8	79.4	77.0	75.3	79.5	73.8	
※ 27年度は暫定値							(28年4月地域課作成)			
達成状況:○		達成目標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、前年度並みの水準を維持する。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度		
			刑法犯(人)	258,051	229,502	207,417	195,008	232,092			
			特別法犯(人)	51,124	46,296	42,609	42,014	47,198			
		計		324,428	309,175	275,798	250,026	237,022	279,290	224,920	
		※ 27年度は暫定値						(28年4月地域課作成)			
参考指標②	参考指標②	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年		
			警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム	6分53秒	6分54秒	7分1秒	6分57秒	7分0秒	6分57秒	7分6秒	
							(28年4月地域課作成)				

業績目標達成のために行った施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管内実態に即したパトロール           <p>全国会議等において、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう都道府県警察に指示した。</p> </li> <li>○ 職務質問技能の伝承           <p>「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。</p> </li> <li>○ 交番相談員の活用           <p>27年度地方財政計画に基づき、交番相談員の導入に要する経費の要望を行い、所要の員数が容認されるなど、交番相談員の効果的活用を推進した。</p> </li> </ul>								

	<p>○ 初動警察刷新強化施策の定着化 「初動警察刷新強化のための指針」(20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「初動警察刷新強化の取組の定着化について(通達)」(24年5月24日付け警察庁丙地発第19号)等に基づき、重点施策の定着化を図るよう都道府県警察に指示した。</p>
--	---

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分 ○:相当程度進展あり
	判断根拠	業績指標①については、27年度の実績値が、26年度と比較して1.5ポイントの低下にとどまっていることから、目標はおおむね達成された。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
達成状況の分析		業績指標①については、地域警察において、近年の大量退職・大量採用により、実務経験が浅く、特に検挙に必要な職務質問技能等を十分に習得していない若手警察官を多く擁していることを踏まえ、上記の「業績目標の達成のために行った施策」である職務質問技能伝承制度の効果的な運用や、職務質問に秀でた自動車警ら隊による同行指導等、様々な教養制度を拡充し、若手警察官の育成及び現場執行力の強化に努めたこと、及び地域の安全・安心の確保のため、犯罪の多発時間帯・地域に重点を置いた効果的なパトロールや、積極的な職務質問等による犯罪の抑止・検挙活動等を推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p><b>【業績目標及び業績指標】</b> 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化を図っていく必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を28年度の業績目標及び業績指標として設定する。</p> <p><b>【達成目標】</b> 達成目標については、警察全体の検挙活動の中で、地域警察官による検挙活動がどの程度の水準を維持しているのかを示す指標として有効であり、引き続き、現在の達成目標である「前年度並みの水準を維持する」と設定する。</p>
評価結果の政策への反映の方向性		<b>【引き続き推進】</b> 引き続き、管内実態に即したパトロールの実施による犯罪の抑止及び検挙に努めるとともに、事件事故に迅速的確に対応できるよう、若手地域警察官の早期育成、街頭活動及び初動警察活動の強化に向けた取組を推進する。

学識経験を有する者の意見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「平成28年「110番の日」の実施等について」(28年1月警察庁生活安全局地域課)
---------------------------	---

政策所管課	地域課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間
-------	-----	----------	------------------

## 平成27年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保					
業績目標	悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止					
業績目標の説明	悪質商法等や後の世代に引き継ぐべき生活環境を破壊する環境事犯の取締りを推進することで、市民生活の安全と平穏を確保する。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	114,698 <112,061,442>	134,915 <110,699,410>	124,391 <116,981,772>	69,117 <125,096,438>
		補正予算(b)	0 <13,567,467>	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	
		繰越し等(c)	0 <43,059,215>	0 <10,680,342>		
		合計(a+b+c)	114,698 <168,688,124>	134,915 <133,496,190>		
	執行額(千円)		75,249 <147,774,059>	104,032 <116,879,296>		
※ 上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅲ 戰略の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>4 社会を脅かす組織犯罪への対処                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策</li> <li>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 特殊詐欺対策の強化</li> <li>(3) 生活経済事犯への対策の強化</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>					

業績指標	業績指標① 悪質商法等(注1) の検挙事件数及び 検挙人員	項目	基準						実績 27年	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)		
		検挙事件数 (事件)	617	562	490	550	635	571	634	
(28年3月生活経済対策管理官作成)										
<b>達成状況:◎</b>			達成目標	悪質商法等の検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。						
業績指標	業績指標② 産業廃棄物事犯の 検挙事件数及び検 挙人員	項目	基準						実績 27年	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)		
		検挙事件数 (事件)	1,174	1,038	1,007	922	839	996	749	
(28年3月生活経済対策管理官作成)										
<b>達成状況:○</b>			達成目標	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。						
業績指標	業績指標③ 犯罪利用口座凍結 のための金融機関 への情報提供件数 (注2)	項目	基準						実績 27年	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)		
		件数(件)	14,351	23,938	29,086	33,680	35,886	27,388	29,207	
(28年3月生活経済対策管理官作成)										
<b>達成状況:△</b>			達成目標	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年
	悪質商法等の相談件数(注3)	利殖勧誘事犯の相談件数(件)	12,530	15,753	9,569	8,284	5,722	10,372	4,005
		特定商取引等事犯の相談件数(件)	103,054	102,061	97,709	110,933	107,167	104,185	95,572
		ヤミ金融事犯の相談件数(注4)(件)	1,784	1,593	1,410	1,441	1,320	1,510	838
	(28年3月生活経済対策管理官作成)								
注3：全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に28年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を1円以上支払ってしまったものを相談件数として計上している。 注4：相談内容に「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含むものが対象となるもので、当庁で抽出したもの									
参考指標②	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度	
	産業廃棄物の不法投棄件数(注5)	不法投棄件数(件)	216	192	187	159	165	184	
注5：産業廃棄物の不法投棄件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用									

業績目標達成のために行った施策	○ 悪質商法事犯の早期事件化の推進【行政事業レビュー対象事業:4 生活安全警察執務資料作成等】 平成27年生活安全警察運営重点に「被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期事件化」を掲げ、各種会議等での指示や、個別事件の指導において、その趣旨を徹底した。
	○ 環境事犯に係る関係機関・団体との連携の推進 「生活経済事犯対策推進要綱」(26年3月14日付け警察庁丙生経発第4号別添)に基づき、関係行政機関等と連携しつつ、産業廃棄物事犯を始めとする環境事犯等に対する取締りを推進するよう指示した。
	○ 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進 毎月、金融機関への情報提供の実績を含む犯行助長サービス対策について、全国の取組状況を各都道府県警察に示し、また、一部の府県には出張指導を行った。

目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
	判断根拠	<p>業績指標①については、悪質商法等の相談件数(参考指標①)が前年比で減少している中、27年中の検挙事件数は前年の水準を維持し、かつ、過去5年間の平均値より増加していることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、27年中の産業廃棄物事犯の検挙事件件数及び検挙人員は前年比で減少しているが、前年比減少率については検挙事件数が10.7%、検挙人員が9.6%といずれも10%程度である。不法投棄件数(参考指標②)についても減少傾向にあることを勘案すれば、おおむね目標を達成したといえる。</p> <p>業績指標③については、27年中の実績値が前年比で減少していることから、達成が十分とは言い難い。</p> <p>以上のとおり、業績指標③については目標を達成していないものの、主要な業績指標①については達成、業績指標②についてはおおむね目標を達成していることから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のとおり、悪質商法等の早期事件化について、きめ細やかに指導を行ったことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のとおり、関係行政機関等との連携による情報収集を指示したことが、目標をおおむね達成したことによ効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、目標の達成には至らなかったが、27年の情報提供件数は過去5年間の平均値を上回っていることからすれば、その確実な実施については、既に一定程度定着しているものと考えられる。</p>
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p><b>【業績目標】</b> 今後も、市民生活の安全と平穏の確保を目指すため、継続して「悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止」を業績目標として推進する。</p> <p><b>【業績指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績指標①……悪質商法等については、悪質商法等の相談件数が近年減少傾向にあるものの、達成目標については継続して「前年並の水準を維持する」とした。</li> <li>・業績指標②……減少傾向にある産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員を改善するため、達成目標については継続して「前年並の水準を維持する」とした。</li> <li>・業績指標③……口座凍結のための金融機関への情報提供の実施については、既に一定程度定着したものと考えられるが、更なる被害拡大防止と被害回復に資するため、達成目標については継続して「前年よりも増加させる」とした。</li> </ul>

		<p><b>評価結果の政策への反映の方向性</b></p> <p>【引き続き推進】 悪質商法等については、早期の事件化を図るとともに、関係機関・団体と連携しつつ、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、引き続き、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供及び広報啓発等に取り組む。 また、環境事犯については、引き続き、産業廃棄物の不法投棄事犯等の取締りを推進するとともに、関係機関との連携を図る。</p>
学識経験を有する者の知見の活用		28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成27年における生活経済事犯の検挙状況等について」(28年3月警察庁生活安全局生活経済対策管理官)</li> <li>○ 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成26年度)について」(27年12月環境省)</li> </ul>
政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価時期 27年4月から28年3月までの間

# 平成27年度実績評価書

基本目標2 業績目標1

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上					
業績目標の説明	国民の安全・安心に資するよう、重要犯罪(注1)・重要窃盗犯(注2)の検挙に向けた取組を推進する。 注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ 注2：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり					
区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
基本目標に関する予算額・執行額等	当初予算(a)	717,129 <112,061,442>	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	
	補正予算(b)	8,926 <13,567,467>	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>		
	繰越し等(c)	154,608 <43,059,215>	0 <10,680,342>			
	合計(a+b+c)	880,663 <168,688,124>	2,080,912 <133,496,190>			
	執行額(千円)	829,284 <147,774,059>	923,906 <116,879,296>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戦略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1) 人的・物的基盤の強化 (2) 証拠収集方法の拡充					
	○ 「再犯防止に向けた総合対策」(24年7月犯罪対策閣僚会議決定) 第3 再犯防止のための重点施策 3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する (2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築					

業績指標①	項目	基準						実績		
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22～26年度(平均)			
各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率	重要犯罪(%)	63.6	63.5	64.4	63.9	70.0	65.1	73.2		
	殺人	97.9	95.8	95.0	97.7	98.6	97.0	99.8		
	強盗	64.0	64.8	66.8	67.6	73.9	67.4	81.0		
	放火	76.8	79.1	75.1	71.1	75.5	75.5	76.1		
	強姦	82.9	84.7	84.3	83.7	89.1	84.9	94.6		
	略取誘拐・人身売買	86.6	79.8	91.3	88.8	89.1	87.1	94.8		
	強制わいせつ	51.8	51.6	53.2	53.1	59.8	53.9	61.8		
	重要窃盗犯(%)	47.8	49.2	48.6	49.2	50.5	49.1	53.6		
	侵入窃盗	51.5	53.1	52.4	51.8	53.1	52.4	55.3		
	自動車盗	36.2	33.4	35.6	38.0	40.7	36.8	49.6		
業績指標	ひったくり	41.9	54.1	44.8	57.7	54.7	50.6	58.0		
	すり	25.4	23.5	25.5	28.4	26.5	25.9	28.3		
※ 27年度は暫定値							(28年4月捜査第一課作成)			
※ 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。										
【事例】 27年8月、大阪府内の中学生の男女2名が行方不明となり、大阪府内において、両名の遺体が発見された。大阪府警察は、捜査本部を設置し、所要の捜査を推進した結果、契約社員の男(45)を両名に対する殺人罪等で逮捕した(大阪)。										
達成状況:◎	達成目標	殺人、強盗、強姦、侵入窃盗、自動車盗等の検挙率を過去5年間の平均値よりも向上させる。								

参考指標①	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22～26年度(平均)	27年度
		重要犯罪(人)	殺人	強盗	放火	強姦	略取誘拐・人身売買	強制わいせつ
参考指標・参考事例	各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員	7,257	7,220	7,238	7,317	7,371	7,281	7,281
	殺人	991	940	916	894	967	942	902
	強盗	2,515	2,441	2,359	2,243	2,087	2,329	2,032
	放火	654	596	593	540	602	597	607
	強姦	800	799	870	943	921	867	919
	略取誘拐・人身売買	116	118	123	157	171	137	148
	強制わいせつ	2,181	2,326	2,377	2,540	2,623	2,409	2,673

	重要窃盗犯(人)	14,292	14,404	12,879	11,747	10,771	12,819	10,303
	侵入窃盗	10,401	10,730	9,519	8,810	8,095	9,511	7,827
	自動車盗	1,870	1,810	1,668	1,448	1,354	1,630	1,191
	ひったくり	1,088	1,062	837	750	639	875	553
	すり	933	802	855	739	683	802	732
	※ 27年度は暫定値 (28年4月捜査第一課作成)							
	※ 上記の数値は、未遂罪及び予備罪を含む。							
	参考指標②	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)
	検視官の臨場率	検視官の臨場率(%)	27.8	36.6	49.7	62.7	72.3	49.8
			(28年4月捜査第一課作成)					

業績目標達成のために行った施策	○ 情報分析支援システム(CIS-CATS)(注3)の活用 連続的に発生する事件の傾向を分析するなど、重要犯罪・重要窃盗犯の捜査に積極的に活用した。 注3：犯罪統計、犯罪手口等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析するシステム
	○ 捜査特別報奨金制度の活用【行政事業レビュー対象事業:29 指名手配被疑者ポスターの作成等】 27年度末までに殺人等の重要凶悪事件延べ185件を対象に、捜査特別報奨金制度に基づく広告を実施した。
	○ DNA型鑑定の活用【行政事業レビュー対象事業:28 犯罪鑑識官による鑑定】 事件ごとに捜査への必要性を的確に判断した上でDNA型鑑定を実施し、重要犯罪・重要窃盗犯を始めとする様々な事件の捜査に活用した。
	○ DNA型データベースの活用【行政事業レビュー対象事業:28 犯罪鑑識官による鑑定】 被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録をデータベースに登録して犯人の割出、余罪の確認等を積極的に行い、重要犯罪・重要窃盗犯を始めとする様々な事件の捜査に活用した。
	○ 自動車ナンバー自動読取システムの更新・整備【行政事業レビュー対象事業:30 自動車ナンバー自動読取装置の整備】 通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの更新・整備を進めた。
	○ 犯罪死の見逃し事案の防止【行政事業レビュー対象事業:27 司法解剖等の実施】 犯罪死の見逃し事案の防止を図るために、死体取扱業務に携わる警察官に対する研修の充実、資機材の整備等検視体制の強化を推進した。
	○ 合同捜査及び共同捜査の推進 広域にわたる重要事件が発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う合同捜査や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う共同捜査を積極的に推進した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	◎: 目標達成
	判断根拠		業績指標①については、27年度中の重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率は過去5年間の平均値と比較して上昇(全項目で検挙率が上昇)したことから、目標を達成した。
達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情報分析支援システムの活用、DNA型鑑定の効果的活用等により各種捜査を推進したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。		
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査的確な推進を目指すため、重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率を向上させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を28年度の業績目標等として設定する。	
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 依然として社会的反響の大きい重要犯罪・重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、引き続き、情報分析支援システム、捜査特別報奨金制度、DNA型鑑定等の効果的な活用、自動車ナンバー自動読取システムの更新・整備、犯罪死見逃し事案の防止、合同捜査及び共同捜査の推進等に取り組む。	

学識経験を有する者の意見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 犯罪統計		
政策所管課	捜査第一課、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間

## 平成27年度実績評価書

基本目標2 業績目標2

基本目標	犯罪捜査の的確な推進										
業績目標	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化										
業績目標の説明	贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる構造的不正及び金融証券関連事件等の経済をめぐる構造的不正は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。										
基本目標に関する予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度					
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	717,129 <112,061,442>	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>					
		補正予算(b)	8,926 <13,567,467>	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>						
		繰越し等(c)	154,608 <43,059,215>	0 <10,680,342>							
		合計(a+b+c)	880,663 <168,688,124>	2,080,912 <133,496,190>							
業績目標に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)		829,284 <147,774,059>	923,906 <116,879,296>							
	※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。										
なし											
業績指標	業績指標①		1 政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙状況								
	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況 (検挙事件数及び検挙事例)	項目		基準				実績			
		22年度		23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度		
		贈収賄(件)		36	42	25	26	33	32		
		談合・競売入札妨害(件)		10	20	10	10	19	14		
		あっせん利得処罰法違反(件)		0	2	0	1	1	0		
		政治資金規正法違反(件)		1	4	1	0	0	1		
		合計(件)		47	68	36	37	53	48		
		※ 27年度は暫定値									
		(28年4月捜査第二課作成)									
		<b>【事例】</b> 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室室長補佐(45)は、23年11月頃、ITコンサルティング等を業とする会社社長から、社会保障分野における情報連携基盤整備事業の企画競争方式による調達に関し、有利な取り計らいをしたことの謝礼等として、現金100万円を收受した。27年10月、同室長補佐を収賄罪で逮捕した(警視庁)。									
業績指標	2 経済的不正事案の検挙状況		基準								
	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況 (検挙事件数及び検挙事例)	項目		22年度		23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度
		融資過程における事犯(件)		40 (32)	45 (36)	47 (37)	40 (29)	24 (20)	39 (31)	21 (14)	
		債権回収過程における事犯(件)		6 (3)	15 (15)	5 (5)	1 (1)	1 (0)	6 (5)	2 (1)	
		その他金融機関役職員による事犯(件)		33 (0)	29 (0)	26 (0)	15 (0)	12 (0)	23 (0)	13 (0)	
		合計(件)		79 (35)	89 (51)	78 (42)	56 (30)	37 (20)	68 (36)	36 (15)	
		※ 括弧内は、「暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯」を示す。							(28年4月捜査第二課作成)		
		※ 27年度は暫定値									
		<b>【事例】</b> 仮想通貨ビットコインの売買取引仲介サイト運営会社の代表取締役(30)は、私用の物品購入費用やコンピュータソフトウェア関連事業を譲り受ける対価の支払等に充てる目的で、25年9月頃から12月頃にかけて、顧客から送金されたビットコイン売買のための資金を預かり保管中、合計約3億4,100万円を横領した。27年10月までに、同代表取締役を業務上横領罪等で逮捕した(警視庁)。									
		達成状況:△		達成目標	政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙について、前年度までの過去5年間の平均並みの水準を維持する。						

参考指標・参考事例	参考指標① 公務員(注)による知能犯罪の検挙人員	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度	
		検挙人員(人)	189	208	205	168	164	187	285	
(28年4月検査第二課作成)										
<p>※ 27年度は暫定値 注:「公務員」とは、国会議員、首長、各種議会議員、警察職員及びその他の公務員をいう。</p> <p><b>【事例】</b> 福岡東公共職業安定所雇用保険適用課長(59)は、26年12月中旬頃、雇用保険被保険者の資格取得・喪失等が記載された情報を第三者に書面で交付して教示し、職務上知ることのできた秘密の情報を漏示した。28年2月、同課長を国家公務員法違反で逮捕した(福岡)。</p>										

業績目標達成のために行った施策	○ 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検査の現状、問題点及び検査指揮についての研修の実施  贈収賄事件等の検査を担当する都道府県警察の検査指揮官や検査員を対象に、検査の現状と課題、情報収集・内偵検査要領、検査指揮要領等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、情報収集や検査体制の確立等に関する先進的な取組を紹介し、その導入を図るなどして、検査実績向上に向けた対策を強化した。
	○ 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の検査における財務検査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等  企業犯罪等の検査を担当する都道府県警察の検査指揮官、財務検査官及び検査員を対象に、財務検査指揮要領、財務分析手法、最新の会計・監査制度、簿記知識等について、より実践的・効果的な研修を実施するとともに、関係機関等との人事交流を推進した。
	○ 全国会議の開催  全国の検査第二課において政治・行政・経済の構造的不正事案の検査を担当する特別検査班長を対象とした全国会議を開催し、構造的不正事案の検査における課題等について協議や検討を行った。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	△:進展が大きくない	
		判断根拠	業績指標①については、27年度中の政治・行政をめぐる構造的不正事案の検査事件数及び経済的不正事案の検査事件数が過去5年間の平均値を下回っており、目標を十分達成したとは言い難い。 したがって、業績目標については、「進展が大きくない」と認められる。	
	達成状況の分析	<p>業績指標①のうち、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検査事件数については、前年度の検査事件数より大幅に減少し、過去5年間の平均値を下回る実績となっており、その要因としては、情報収集・分析、内偵検査等が十分でなかったことが考えられる。</p> <p>業績指標①のうち、経済的不正事案の検査事件数については、金融・不良債権関連事犯の検査事件数が引き続き減少しており、その一因として、同事犯の手口が巧妙化し犯罪の潜在性が高まったことが考えられる。</p>		
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪検査の的確な推進を目指すため、政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検査の推進を図る必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を28年度の業績目標等として設定する。	
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 政治・行政をめぐる構造的不正事案や経済的不正事案の検査に向けて、都道府県警察の指導を徹底する。具体的には、各都道府県警察に対して、組織を挙げた端緒情報の収集・分析、スピード感のある内偵検査の着実な実施、検査幹部の指揮能力の向上等を引き続き指導する。	

学識経験を有する者の意見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 情報分析支援システム(CIS-CATS)の犯罪統計
---------------------------	-----------------------------

政策所管課	検査第二課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

## 平成27年度実績評価書

基本目標2 業績目標3

基本目標	犯罪捜査の的確な推進				
業績目標	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化				
業績目標の説明	振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺(注)の犯行手口は日々巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の続発防止を図る。				
注：特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅迫する恐喝を含む。)の総称であり、振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺)のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。					
区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算の状況(千円)	当初予算(a)	717,129 <112,061,442>	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>
	補正予算(b)	8,926 <13,567,467>	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>	
	繰越し等(c)	154,608 <43,059,215>	0 <10,680,342>		
	合計(a+b+c)	880,663 <168,688,124>	2,080,912 <133,496,190>		
	執行額(千円)	829,284 <147,774,059>	923,906 <116,879,296>		
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。					
○ 「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戰略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (2) 特殊詐欺対策の強化					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績		
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)			
特殊詐欺の認知件数及び被害総額	認知件数(件)	6,540	7,444	9,601	12,388	14,039	10,002	13,382			
		振り込め詐欺	6,231	6,177	6,997	9,577	12,283	8,253	12,472		
		振り込め詐欺以外	309	1,267	2,604	2,811	1,756	1,749	910		
		被害総額(億円)	120.9	238.9	391.6	526.7	549.1	365.4	455.0		
		振り込め詐欺	103.4	131.2	183.7	276.7	403.7	219.7	380.1		
		振り込め詐欺以外	17.5	107.7	207.9	250.0	145.4	145.7	74.9		
		(28年4月捜査第二課作成)									
※ 22年度以降の被害総額は、キャッシュカード等受取型の特殊詐欺におけるATMからの引出(窃取)額を含む。 ※ 特殊詐欺全体の認知件数・被害総額については、22年度から集計している。 ※ 27年度は暫定値											
達成状況:△	達成目標	特殊詐欺の認知件数及び被害総額を過去最低であった22年度よりも減少させる。									
		業績指標②	項目	基準							
				22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度	
				検挙件数(件)	4,299	2,487	3,366	3,242	3,410	3,361	4,637
				振り込め詐欺	4,299	2,269	2,535	2,388	2,595	2,817	4,000
				振り込め詐欺以外	—	218	831	854	815		637
				検挙人員(人)	717	1,052	1,642	1,783	2,144	1,468	2,431
				振り込め詐欺	717	831	1,078	1,245	1,653	1,105	2,061
				振り込め詐欺以外	—	221	564	538	491		370
(28年4月捜査第二課作成)											
達成状況:◎	達成目標	特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員を過去5年間の平均値よりも増加させる。									

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度
	検挙率(%)	65.7	33.4	35.1	26.2	24.3	36.9	34.7	
		※ 27年度は暫定値						8年4月捜査第二課作成)	

業績目標達成のために行った施策	○ 総合的な特殊詐欺対策の推進【行政事業レビュー対象事業:27-1 特殊詐欺に係る警告電話モデル事業】 <ul style="list-style-type: none"> <li>手交型(現金等を直接手交させる手口。)の事案の捜査の推進のため、「だまされた振り作戦」を積極的に実施し、平素からそのための態勢整備を図るよう都道府県警察に対し指導した。</li> <li>被害金原資対策のため、被害金の調達先となっている金融機関等に対して、被害者に対する声掛けや警察への通報を強化するよう働き掛けた。</li> <li>現金送付型(現金を宅配便等で送付させる手口。以下同じ。)事案の捜査の推進のため、被害金送付先における捜査を積極的に行うよう都道府県警察に対して指導した。</li> <li>現金送付型の事案の被害防止対策の推進のため、送付元となるコンビニエンスストア、配送事業者の営業所・郵便局等に対する通報依頼等を都道府県警察に対して指示するとともに、被害金の送付先住所について郵便・宅配事業者に情報提供し、当該住所に送付された被害金の配達を阻止する取組を推進した。</li> <li>犯行使用電話に繰り返し架電し、これを事実上使用できない状態にする措置の効果を測定する「警告電話モデル事業」を実施した。</li> </ul>
	○ 関係警察相互の連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>各道府県警察から派遣された捜査員により構成される「振り込め詐欺等首都圏派遣捜査専従班」が、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内における基礎捜査等に従事することにより、関係警察相互の連携を図った。</li> <li>都道府県警察に対して、部門間の連携による情報収集や都道府県警察間の合同捜査及び共同捜査等による犯行拠点の摘発等を推進するよう指示した。</li> <li>全国会議等を開催し、各種検挙方策や施策について情報共有等を図った。</li> </ul>
	○ 広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業:3 高齢者犯罪被害防止事業】 <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯教室や巡回連絡等の機会、テレビ等のマスコミを通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起をするなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。</li> <li>通信事業者等と連携して、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器の普及促進に努めた。</li> <li>警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する戸別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。</li> </ul>
	○ 特殊詐欺対策のための資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:31 特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進】 <p>特殊詐欺事件に係る効率的捜査の更なる推進のための各種資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備した。</p>
	○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進 <p>特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律や携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。</p>

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	△:進展が大きくない
	達成状況の分析	判断根拠	<p>業績指標①については、22年度と比較して、27年度中の認知件数及び被害総額は、いずれも増加したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標②については、過去5年間の平均値と比較して、27年度中の検挙件数・検挙人員ともに増加し、検挙人員については特殊詐欺の統計を取り始めた23年度以降で最多となったことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標②は目標を達成したものの、主要な業績指標である業績指標①は目標が達成されず、被害を抑止し、安全・安心な社会を実現するという観点からは、業績目標については、「進展が大きくない」と認められる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、広報啓発活動の推進等の官民一体となった被害防止対策を推進したものの、オレオレ詐欺や金融商品詐欺(金融商品等取引名目詐欺及び同類似の架空請求詐欺をいう。)の被害が多発しており、目標の達成のために有効に寄与したとは言い難い。その要因として、1件当たりの被害額が高額な現金送付型の事案の多発が考えられる。そのため、現金送付型の事案への対策として、送付元となるコンビニエンスストアや配送事業者の営業所等を対象とした通報依頼や、送付先における捜査の強化等を都道府県警察に指導した。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、総合的な特殊詐欺対策及び関係警察相互の連携を推進した結果、「だまされた振り作戦」による犯人の検挙が全国警察で一定程度定着したことと、部門間の連携による情報収集等による犯行拠点の摘発が活発に行われたことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	【業績目標及び業績指標】 特殊詐欺の認知件数及び被害総額が増加するなど、依然として厳しい情勢が続いていることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を、28年度の業績目標及び業績指標として設定することとする。 【達成目標】 業績指標②の達成目標は維持しつつ、業績指標①の達成目標については、諸対策の効果を正確に測定するため、「過去最低であった22年度よりも減少させる」とする現在の達成目標を見直し、28年度の達成目標を「前年よりも減少させる」と変更することとした。 【引き続き推進】 都道府県警察による犯行拠点の摘発や被疑者の検挙が強化されているが、より一層、捜査を強化する必要がある。また、被害防止対策についても、一般的な広報啓発にとどまらず、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器の普及や金融機関等における対策を推進する。	

**学識経験を有する者の意見の活用** 28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

**政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報** ○ 情報分析支援システム(CIS-CATS)の犯罪統計

政策所管課	捜査第二課、生活安全企画課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

## 平成27年度実績評価書

基本目標2 業績目標4

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
業績目標	科学技術を活用した捜査の更なる推進					
業績目標の説明	科学技術の急速な発達、情報化社会の著しい進展等に的確に対応し、客観証拠による立証に資するよう、鑑識・鑑定資機材の充実、鑑識・鑑定技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用等を図ることにより、科学技術を活用した捜査を更に推進する。					
区分		25年度	26年度	27年度	28年度	
基本目標に関する予算額・執行額等	当初予算(a)	717,129 <112,061,442>	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	
	補正予算(b)	8,926 <13,567,467>	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>		
	繰越し等(c)	154,608 <43,059,215>	0 <10,680,342>			
	合計(a+b+c)	880,663 <168,688,124>	2,080,912 <133,496,190>			
	執行額(千円)	829,284 <147,774,059>	923,906 <116,879,296>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅲ 戦略の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 証拠収集方法の拡充</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>5 目的達成のための施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現                   <ul style="list-style-type: none"> <li>5.2.1 国民・社会を守るために取組                       <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) サイバー犯罪への対策</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「再犯防止に向けた総合対策」(24年7月犯罪対策閣僚会議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>第3 再犯防止のための重点施策               <ul style="list-style-type: none"> <li>3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)		
DNA型データベースの活用件数	遺留DNA型記録(注1)が、データベースに登録された被疑者DNA型記録(注2)と一致した件数(件)	896	1,436	2,013	2,265	2,556	1,833	2,513		
		被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数(件)	2,948	3,954	4,312	4,413	4,391	4,004	3,910	
			注1: 犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料のDNA型の記録 注2: 被疑者から採取した資料のDNA型の記録 (28年4月犯罪鑑識官作成)							
達成状況:△		達成目標	DNA型データベースの活用件数を前年度よりも増加させる。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
参考指標②	DNA型鑑定実施件数	鑑定実施件数(件)	180,162	226,369	278,119	286,856	313,492	257,000	306,265
								(28年4月犯罪鑑識官作成)	
情報技術解析件数	情報技術解析件数	情報技術解析件数(件)	20,850	22,338	22,535	20,716	18,432	20,974	16,798
								(28年4月情報技術解析課作成)	

業績目標達成のために行った施策	○ 科学技術を活用した捜査のための研究の推進 犯罪捜査におけるDNA型鑑定資料の採取方法に関する研究、教養を行った。
	○ DNA型鑑定及びデータベースの活用【行政事業レビュー対象施策:28 犯罪鑑識官による鑑定】 各都道府県警察の鑑識課長、科学捜査研究所(室)長、捜査担当課長等を対象とした全国会議等の機会を利用して、DNA型鑑定資料の適正な採取、効果的なDNA型鑑定の実施及びDNA型データベースを充実させることの重要性等を指示することで、客観証拠を重視する捜査を推進した。
	○ DNA型鑑定基盤の整備 都道府県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定人の業務負担を軽減し、DNA型鑑定のより効率的かつ確実な実施のため、28年度地方財政計画において、DNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費を要望し、容認された。 また、27年11月、DNA型鑑定施設として新たに北海道分室を設置し、DNA型鑑定体制の更なる増強を推進した。
	○ 情報技術解析に係る取組の強化 警察庁及び地方機関に解析職員を増員し、体制を強化した。また、電子機器等を解析するための資機材を整備・増強するとともに、電磁的記録解析等に関する専門知識・技術を習得させるための研修・訓練を実施した。さらに、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議、デジタルフォレンジック連絡会の開催等を通じ、国内外の関係機関と情報技術解析に係る情報の共有を行った。

評価の結果	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり	
	目標の達成状況	<p>○:相当程度進展あり</p> <p>判断根拠</p> <p>業績指標①のDNA型データベースの活用件数については、「被疑者DNA型記録が、データベースに登録された遺留DNA型記録と一致した件数」が前年度よりも減少したが、「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」が微減に止まっており、一定の水準を維持していると考えられる。 また、参考指標①のDNA型鑑定実施件数については、昨年度の実施件数からは、若干の減少傾向は見られるものの、過去5年間の平均値と比較すると大幅に増加しており、一定の水準を維持していると考えられる。 したがって、業績目標は「相当程度進展あり」と認められる。</p>	
	達成状況の分析	<p>業績指標①及び参考指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、DNA型鑑定資料の採取方法の研究等科学技術を活用した捜査のための研究の推進、DNA型鑑定資料の適正採取や効果的なDNA型鑑定の実施の重要性等に関する指示、地方財政計画におけるDNA型鑑定支援業務従事者の導入に要する経費の措置、鑑定施設の新設等のDNA型鑑定基盤の整備が、「遺留DNA型記録が、データベースに登録された被疑者DNA型記録と一致した件数」及びDNA鑑定実施件数の一定の水準の維持に寄与したと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、DNA型データベースの活用件数を増加させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を28年度の業績目標等として設定する。</p> <p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>【引き続き推進】 引き続き、客観証拠を柱として解明・立証する犯罪捜査を推進するため、DNA型鑑定等の科学技術を取り入れた捜査を効果的に活用するとともに、人的・物的な体制の充実等により、客観証拠の適切な確保と適正な鑑定の実施に努める。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
---------------------------	----

政策所管課	犯罪鑑識官、情報技術解析課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間
-------	---------------	----------	------------------

## 平成27年度実績評価書

基本目標2 業績目標5

基本目標	犯罪捜査の的確な推進					
	被疑者取調べの適正化の更なる推進					
業績目標の説明	警察捜査に対する一層の信頼確保及び裁判員裁判への的確な対応のため、被疑者取調べの適正化の更なる推進を図る。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	当初予算(a)	717,129 <112,061,442>	1,083,963 <110,699,410>	214,883 <116,981,772>	153,286 <125,096,438>	
	補正予算(b)	8,926 <13,567,467>	996,949 <12,116,438>	0 <9,773,369>		
	繰越し等(c)	154,608 <43,059,215>	0 <10,680,342>			
	合計(a+b+c)	880,663 <168,688,124>	2,080,912 <133,496,190>			
	執行額(千円)	829,284 <147,774,059>	923,906 <116,879,296>			
※ 上段には刑事警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標2・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) Ⅲ 戰略の内容 7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化 (1)人的・物的基盤の強化					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)		
	都道府県警察に対する巡回業務指導における指導状況	巡回指導回数(回)	45	47	35	47	29	41	41	
		実施率(%)	95.7	100.0	74.5	100.0	61.7	87.2	87.2	
	(28年4月刑事企画課作成)									
	達成状況:△	達成目標	全都道府県警察に対し、巡回業務指導を実施するなど、被疑者取調べの適正化に係る指導を推進する。							
	業績指標②	警察大学校及び管区警察学校において、それぞれ「取調べ専科」等を実施したほか、全ての都道府県警察学校においても「取調べ技能専科」等を実施し、取調べに係る指導的立場にある警察官や取調べに従事する警察官に対する研修を実施した。								
	達成状況:◎	達成目標	警察庁、管区警察局及び全都道府県警察において取調べ技能専科等を実施するなど、捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等を推進する。							
業績指標	業績指標③	項目	実績						実績	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)		
	取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認等による確認状況	視認回数(回)	2,511,198	2,868,381	3,248,571	3,259,364	3,015,387	2,980,580	2,749,681	
		実視認率(%) (注1)	89.1	94.5	95.8	96.4	95.9	94.3	95.8	
		注1: 視認した被疑者取調べ件数 ÷ 被疑者取調べ件数 × 100 (28年4月総務課作成)								
	達成状況:◎	達成目標	視認による被疑者取調べの確認件数が一定の水準に達するものとする。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年
	監督対象行為の事案数	事案数(事案)	26	27	38	35	31	31	25
(28年4月総務課作成)									
参考指標②	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年	
	被疑者取調べ件数	件数(件)	1,677,500	1,584,102	1,562,878	1,493,530	1,447,988	1,553,200	1,417,505
(28年4月総務課作成)									
参考指標③	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年	
	取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認率	視認率(%) (注2)	149.7	181.1	207.9	218.2	208.2	193.0	194.0
注2: 視認回数 ÷ 被疑者取調べ件数 × 100 (28年4月総務課作成)									

業績目標達成のために行った施策	○ 都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等 更なる被疑者取調べの適正化が図られるよう、捜査部門において、41道府県の警察本部及び警察署に対して巡回業務指導を実施したほか、取調べ監督部門において、延べ49の警察本部(方面本部等を含む。)及び143の警察署に対して実地点検等を実施した。
	○ 研修(取調べ専科)等の実施 取調べの適正化等を推進するために、①心理学の知見を踏まえた取調べ技術に関する講義、②実践的な研修・訓練(ロールプレイング方式)を、従来からの研修に加えて「取調べ専科」や各種任用時研修等で実施した。
	○ 被疑者取調べの録音・録画の試行の実施【行政事業レビュー対象事業:32 取調べの録音・録画新システム開発のためのモデル事業】 被疑者取調べの録音・録画の試行の推進を図るため、管区局主催による会議場での講義のほか、29の警察本部に対して巡回教養を実施した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	○: 相当程度進展あり
	達成状況の分析	判断根拠	<p>業績指標①については、27年度中、41道府県の警察本部及び警察署に対して巡回業務指導を実施したものの、全ての都道府県警察に対してこれを実施できなかつたことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標②については、27年度中、警察大学校及び管区警察学校において、それぞれ「取調べ専科」等を実施したほか、全ての都道府県警察学校においても「取調べ技能専科」等を実施したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標③については、27年中、視認による被疑者取調べの確認件数が一定の水準に達しており、事件の性質、被疑者の性格や認否の状況等に応じた効果的な視認を行つたことから、目標を達成した。</p> <p>したがつて、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括		<p>上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、捜査部門による都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等については、前年度よりもその実施回数を増加させることができたものの、全ての都道府県警察においてこれを実施することはできなかつた。しかし、取調べ監督部門において、実地点検等の機会を通じて、業務の合理化に配意しつつ効果的な視認、巡察及び調査業務を推進するよう働き掛けたことにより、警察組織内部におけるチェック機能の役割を果たしたことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>研修(取調べ専科)等の実施については、捜査に携わる者に対して適正捜査に関する研修等を実施したことから、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p><b>【業績目標】</b> 今後も、犯罪捜査の的確な推進を目指すため、被疑者取調べの適正化に係る指導の推進が必要であることから、「被疑者取調べの適正化」と表現を改めた上で、引き続き、現在の業績目標を28年度の業績目標として設定する。</p> <p><b>【業績指標及び達成目標】</b> 業績目標の達成状況を評価するための指標としてより的確なものとするため、現在の業績指標を参考指標に変更する。</p> <p>業績指標については、取調べに係る不適正行為につながるおそれのある監督対象行為の事案数を減少させることができ、業績目標の達成に向けた取組の進捗を測る指標となることから、参考指標①「監督対象行為の事案数」を業績指標に設定するとともに、達成目標を「被疑者取調べの適正化のための監督に関する規則に定める監督対象行為の事案数を前年より減少させる。」と設定することとした。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性		<p><b>【引き続き推進】</b> 27年度においても、依然として取調べに係る不適正事案や監督対象行為が発生していることから、引き続き、捜査部門は取調べの適正化に関する業務指導や研修を実施するとともに、取調べ監督部門はチェック機能としての役割を十分に果たすための取組を行う。</p>

学識経験を有する者の意見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「事業評価書 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施」(24年3月国家公安委員会・警察庁)
---------------------------	---

政策所管課	刑事企画課、総務課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間
-------	-----------	----------	------------------

## 平成27年度実績評価書

### 基本目標3 業績目標1

基本目標	組織犯罪対策の強化				
業績目標	暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化				
業績目標の説明	暴力団等犯罪組織は、薬物の密輸・密売に関与したり、銃器発砲事件を引き起こしたりするほか、対立抗争や意に沿わない事業者への襲撃等事件を繰り返すなど、社会にとって大きな脅威になっている上、社会情勢の変化に応じて多種多様な資金獲得活動を行っていることから、取締りの強化、犯罪収益の剥奪等、その人的・物的基盤と資金源に打撃を与える対策に重点的に取り組み、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化を図る。				
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	75,204 <112,061,442>	71,806 <110,699,410>	94,389 <116,981,772>	79,790 <125,096,438>
	補正予算(b)	0 <13,567,467>	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	
	繰越し等(c)	0 <43,059,215>	0 <10,680,342>		
	合計(a+b+c)	75,204 <168,688,124>	71,806 <133,496,190>		
	執行額(千円)	71,292 <147,774,059>	54,881 <116,879,296>		
※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) III 戰略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (1) 暴力団対策等の推進・強化 (2) マネー・ローンダリング対策 (3) 薬物対策の推進					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)		
	暴力団構成員等 (注1)の数	暴力団構成員等(人)	78,600	70,300	63,200	58,600	53,500	64,840	46,900	
(28年4月組織犯罪対策企画課作成)										
注1：暴力団構成員及び準構成員等										
<b>達成状況：◎</b>		達成目標	暴力団構成員等の数を前年よりも減少させる。							
業績指標	業績指標②	項目	基準						実績	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)		
	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員	検挙件数(件)	19,935	19,735	18,446	18,304	18,630	19,010	19,931	
		検挙人員(人)	14,060	13,822	13,046	12,965	13,294	13,437	13,819	
(28年4月薬物銃器対策課作成)										
<b>達成状況：◎</b>		達成目標	薬物事犯の検挙件数及び検挙人員について、前年度よりも増加させる。							
業績指標	業績指標③	項目	基準						実績	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)		
	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪处罚法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)の適用による犯罪収益等(注2)の没収額・追徴額	組織的犯罪处罚法(千円)	1,526,280	880,582	1,040,384	17,133,324	525,782	4,221,270	4,123,454	
		麻薬特例法(千円)	1,288,576	872,160	382,714	522,558	334,574	680,116	205,269	
(28年4月組織犯罪対策企画課作成)										
注2：犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産 ※ 法務省資料 ※ 金額は、千円未満切り捨て ※ 第一審裁判所において行われる通常の公判手続における没収額・追徴額										
<b>達成状況：△</b>		達成目標	組織的犯罪处罚法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額を過去5年間の平均値よりも増加させる。							

参考指標	参考指標①	項目	基準						実績	
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22～26年度 (平均)		
	暴力団構成員等の関与する事件の検挙件数及びこれら暴力団構成員等の検挙人員	検挙件数(件)	50,485	54,208	47,207	42,115	39,197	46,642	38,453	
		検挙人員(人)	25,513	25,878	23,308	23,462	22,083	24,049	21,675	
		※ 27年度は暫定値	(28年4月暴力団対策課作成)							
	参考指標②	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22～26年度 (平均)	27年度	
	暴力団排除条例の適用件数	適用件数(件)	－	90	84	81	63		92	
		※ 27年度は暫定値	(28年4月暴力団対策課作成)							
		※ 全都道府県で暴力団排除条例が施行されたのは23年10月								

業績目標達成のために行った施策	○ 暴力団犯罪の取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】 暴力団の存立基盤に打撃を与えるため、暴力団や暴力団関係企業等に対する取締りを推進した。
	○ 暴力団対策法の積極的・効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業】 中止命令等の行政命令を積極的かつ効果的に発出するとともに、暴力団対策法第31条の2を適用した威力利用資金獲得行為に係る代表者等の損害賠償請求訴訟を積極的に支援し、24年の暴力団対策改正で創設された各種制度についても積極的かつ効果的に運用した。
	○ 暴力団及び暴力団関係者の実態解明の推進【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】 暴力団及び暴力団関係者について、活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動、他の暴力団や国際犯罪組織等との人的又は資金的なつながり、対立・友縁関係等組織実態の解明を推進した。
	○ 暴力団に対する組織的犯罪処罰法の積極的適用【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】 暴力団員の社会からの長期隔離や資金剥奪のため、組織的犯罪処罰法の積極的な適用を推進した。
	○ 暴力団排除条例の定着化の促進【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業】 暴力団排除条例の定着化の促進を図り、暴力団排除の気運を更に高めた。
	○ 各種暴力団排除活動の推進【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】 関係機関・団体と連携し、不当要求防止責任者講習の実施等による行政対象暴力対策、企業対象暴力対策、公共事業を始めとする各種事業や各種取引等からの暴力団排除及び暴力団員の離脱支援等の社会復帰対策を推進した。
	○ 薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締りの強化【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るための匿名通報事業、34 組織犯罪対策】 末端乱用者の検挙を徹底するとともに、薬物密輸・密売組織の中核に位置する首領や幹部に向けた突き上げ捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪を徹底するなどして、これらの組織の壊滅に向けた取締りを強化した。
	○ 密輸・密売対策用資機材の整備 薬物密輸・密売組織等の実態解明と検挙を推進するための装備資機材を整備した。
	○ 国内関係機関との連絡会議、外国の取締機関との情報交換等による水際対策の強化【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】 国内関係機関との連絡会議並びに外国の取締機関との情報交換及び合同オペレーションを実施するなどして、これらと連携した水際対策を推進した。
	○ 捜査に関する知識・技能の習得を目的とした研修の実施【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】 組織犯罪捜査に従事する者を対象として、捜査指揮、各種捜査手法、効果的な装備資機材の活用方策等に関する研修を行った。

目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
	判断根拠	<p>業績指標①については、27年の暴力団構成員等の数が前年より減少したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、27年度中の薬物事犯の検挙件数及び検挙人員が前年度より増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標③については、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を適用した犯罪収益等の没収額・追徴額いずれも過去5年間の平均値より減少しており、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>したがって、業績目標については「相当程度進展あり」と認められる。</p>

評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標①及び②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③のうち、27年中の組織的犯罪処罰法に係る没収額・追徴額については、25年の高額な没収額・追徴額を含む過去5年の平均値を上回ことができなかつたが、25年を除いた過去5年間の中では最高値となった状況等を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が有効でないとまではいえないと考えられる。</p>	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	<p><b>目標の見直しの方向性</b></p> <p>【業績目標】 今後も、組織犯罪対策の強化を目指すため、暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化が必要であることから、引き続き、現在の業績目標を28年度の業績目標として設定する。</p> <p>【業績指標及び達成目標】 今後も、組織犯罪対策の強化を目指すため、暴力団構成員等の数を減少させるなどする必要があることから、引き続き、現在の業績指標等を28年度の業績指標等として設定する。</p> <p><b>評価結果の政策への反映の方向性</b></p> <p>【引き続き推進】 暴力団対策では、引き続き、社会経済情勢の変化にも留意しつつ、暴力団犯罪の取締りを徹底し、暴力団対策法を効果的に運用するとともに、暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層推進する。特に、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争の状態にあることから、引き続き、取締りや警戒の強化を図るとともに、暴力団対策法の効果的運用に努めるなど、暴力団の危険な活動の抑止を図る。</p> <p>薬物対策では、引き続き、末端乱用者からの突き上げ捜査を徹底するなどして、薬物密輸・密売組織の実態解明及び壊滅に向けた取組を推進するとともに、装備資機材の充実化を図り、これらの組織に対する効果的な捜査を推進する。</p> <p>マネー・ローンダリング対策では、引き続き、組織的犯罪処罰法や麻薬特例法等の関係法令のほか、疑わしい取引に関する情報を活用し、マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益等の剥奪を徹底する。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成27年の暴力団情勢」(28年2月警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・組織犯罪対策企画課)</li> <li>○ 「平成27年における薬物・銃器情勢」(28年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課)</li> <li>○ 「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(平成27年)」(28年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室)</li> <li>○ 平成27年犯罪白書及び法務省刑事局公安課から提供を受けた没収額・追徴額に係る情報</li> </ul>		
政策所管課	組織犯罪対策企画課、暴力団対策課、薬物銃器対策課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間

## 平成27年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

基本目標	組織犯罪対策の強化					
業績目標	国際組織犯罪対策の強化					
業績目標の説明	犯罪のグローバル化が進展する中、国際組織犯罪が治安に対する重大な脅威となっていることから、国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り並びに国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り等を推進し、国際組織犯罪対策を強化する。					
		区分	25年度	26年度	27年度	28年度
基本目標に関する予算額・執行額等	当初予算(a)	75,204 <i>&lt;112,061,442&gt;</i>	71,806 <i>&lt;110,699,410&gt;</i>	94,389 <i>&lt;116,981,772&gt;</i>	79,790 <i>&lt;125,096,438&gt;</i>	
	補正予算(b)	0 <i>&lt;13,567,467&gt;</i>	0 <i>&lt;12,116,438&gt;</i>	0 <i>&lt;9,773,369&gt;</i>		
	繰越し等(c)	0 <i>&lt;43,059,215&gt;</i>	0 <i>&lt;10,680,342&gt;</i>			
	合計(a+b+c)	75,204 <i>&lt;168,688,124&gt;</i>	71,806 <i>&lt;133,496,190&gt;</i>			
	執行額(千円)	71,292 <i>&lt;147,774,059&gt;</i>	54,881 <i>&lt;116,879,296&gt;</i>			
※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標3・業績目標1の再掲)。						
<input checked="" type="checkbox"/> 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) III 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 (2) 不法滞在等対策						

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績		
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	基準値 (注1)			
業績指標	来日外国人による共犯事件の包括罪種別検挙件数	検挙件数(総数)	7,494	6,684	5,219	5,153	3,312	2,604	3,138		
		凶悪犯	50	33	22	39	24	20	26		
		粗暴犯	135	125	134	127	135	132	154		
		窃盗犯	6,786	5,969	4,638	4,551	2,811	2,141	2,596		
		知能犯	362	265	285	262	246	214	252		
		風俗犯	5	1	2	7	6	7	7		
※ 27年度は暫定値							(28年4月国際捜査管理官作成)				
注1: 過去5か年度の数値に係る回帰直線(分布している数値の傾向を示す直線)上の27年度の値											
達成状況:◎		達成目標	組織的に敢行される来日外国人犯罪の取締りを強化する。								
業績指標	国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙件数及び検挙人員	業績指標②	項目	基準					実績		
				22年	23年	24年	25年	26年			
		地下銀行、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長	検挙件数(件)	19	21	24	30	24	29	19	
			検挙人員(人)	30	31	36	29	40	39	34	
			偽装結婚等(注3)	163	201	175	162	144	146	105	
			検挙人員(人)	499	566	474	474	380	380	348	
			旅券等偽造	66	71	62	117	189	189	239	
			検挙人員(人)	88	85	65	106	174	162	227	
			不法就労助長	365	417	343	388	393	389	370	
			検挙人員(人)	400	365	293	383	415	386	410	
(28年4月国際捜査管理官作成)											
注2: 過去5か年の数値に係る回帰直線上の27年の値(業績指標③において同じ)											
注3: 偽装結婚及び偽装認知											
達成状況:○		達成目標	犯罪インフラ事犯のうち、地下銀行、偽装結婚等、旅券等偽造及び不法就労助長の取締りを強化する。								
業績指標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の検挙人員(注5)及び処罰人員(注6)	業績指標③	項目	基準					実績		
				22年	23年	24年	25年	26年			
		検挙人員(人)	検挙人員(人)	40	45	32	43	36	36	34	
			処罰人員(人)	5	2	2	3	8	6	4	
			(28年4月国際捜査管理官作成)								
			注4: 日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれがある者								
			注5: 出入国審査で被疑者を発見して検挙した人員及び外国から被疑者の身柄の引渡しを受けて検挙した人員								
			注6: 逃亡先国において国外犯処罰規定が適用された人員								
			達成目標	国外逃亡被疑者等(うち外国人)の取締りを強化する。							

参考指標	参考指標①	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度	
	来日外国人犯罪の 刑法犯検挙件数及 び検挙人員	検挙件数(件)	14,040	12,369	10,826	10,757	9,506	11,500	9,386	
		検挙人員(人)	6,539	5,785	5,373	5,654	5,881	5,846	6,254	
		※ 27年度は暫定値	(28年4月国際捜査管理官作成)							
	参考指標②	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度	
	来日外国人犯罪の 包括罪種別検挙件 数及び検挙人員	凶悪犯 検挙件数(件)	156	130	137	124	140	137	141	
		検挙人員(人)	171	139	138	114	144	141	169	
		粗暴犯 検挙件数(件)	850	836	876	920	1,025	901	1,101	
		検挙人員(人)	947	955	981	1,031	1,114	1,006	1,260	
		窃盗犯 検挙件数(件)	10,525	9,077	7,730	7,799	6,526	8,331	6,163	
		検挙人員(人)	3,327	3,010	2,675	2,889	3,025	2,985	3,196	
		知能犯 検挙件数(件)	770	706	788	620	557	688	559	
		検挙人員(人)	527	438	468	526	455	483	416	
		風俗犯 検挙件数(件)	99	91	95	101	147	107	127	
		検挙人員(人)	105	75	80	84	128	94	122	
※ 27年度は暫定値									(28年4月国際捜査管理官作成)	
参考指標③	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年(平均)	27年		
国外逃亡被疑者等 の推移	国外逃亡被疑者等の数	879	847	818	798	745	817	740		
	うち外国人	705	677	654	650	624	662	621		
	※ 数値は各年の12月末現在									(28年4月国際捜査管理官作成)

業績目標達成のために 行った施策	○ 国際犯罪組織の実態解明及び国際組織犯罪の取締り【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るために匿名通報事業】 国際犯罪組織の活動実態、組織の運営方法、資金獲得活動等の解明に努めるとともに、国際組織犯罪の取締りの強化を図った。
	○ 国際組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の取締り【行政事業レビュー対象事業:33 安心な社会を創るために匿名通報事業】 地下銀行、偽装結婚、偽装認知、旅券等偽造、不法就労助長等の犯罪インフラ事犯の取締りの強化を図った。
	○ 事前旅客情報システム(APIS)及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な運用 法務省入国管理局と協力し、航空機で来日する旅客及び乗務員に関する情報と警察庁が保有している指名手配等の情報を照合するなどして事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システムの円滑な活用を図った。
	○ 国外逃亡被疑者等対策の推進 国外逃亡のおそれがある被疑者については、迅速かつ的確な手配等により、その国外逃亡を阻止し、外国治安当局と連携を図り、身柄の確保を推進した。
	○ 各種協議等を通じた外国治安機関との連携強化【行政事業レビュー対象事業:34 組織犯罪対策】 27年12月に東アジア地域組織犯罪対策代表者会議・東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナーを開催するなど、積極的に外国治安当局との協議を推進し、連携の強化を図った。
	○ 国際犯罪捜査及び国際捜査共助に関する知識・技能の習得を目的とした国際警察センター捜査実務研修の実施 警察大学校国際警察センターにおいて、都道府県警察の国際捜査や国際捜査共助を担当する警部及び警部補を対象として、担当業務に必要な基礎知識・技能の習得を目的とした捜査実務研修を実施した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり	
		目標の達成状況	判断根拠
			<p>業績指標①については、全ての包括罪種において、27年度実績値が、それぞれの基準値を上回ったことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、地下銀行及び偽装結婚等において、検挙件数及び検挙人員のいずれも、27年実績値がそれぞれの基準値を下回ったが、旅券等偽造の検挙件数及び検挙人員と、不法就労助長の検挙人員において、それぞれ27年実績値が上回ったことから、目標はおおむね達成した。</p> <p>業績指標③については、検挙人員及び処罰人員のいずれにおいても、27年実績値が、それぞれの基準値を下回ったことから、目標の達成が十分とは言い難い。したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>

達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②のうち、旅券等偽造及び不法就労助長については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。また、偽装結婚等については、検挙件数及び検挙人員共に23年をピークに減少傾向にあり、偽装結婚にはプロ一カ一等への報酬等数百万円の費用がかかるとされていることなどから、偽装結婚そのものが減少し、これが影響した可能性を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が有効でないとまではいえないと考えられる。</p> <p>業績指標③については、国外逃亡被疑者等(うち外国人)の人数(参考指標③)が減少している状況を勘案すれば、上記の「業績目標達成のために行った施策」が有効でないとまではいえないと考えられる。</p>		
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性		
	評価結果の政策 への反映の方向性		
学識経験を有する者の知見の活用	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】</p> <p>今後も、国際組織犯罪対策の強化を目指すため、組織的に敢行される来日外国人犯罪の取締りの強化等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を28年度の業績目標等として設定する。</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「来日外国人犯罪の検挙状況(平成27年)」(28年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官)		
政策所管課	国際捜査管理官	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間

## 平成27年度実績評価書

### 基本目標4 業績目標1

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	歩行者・自転車利用者の安全確保				
業績目標の説明	全交通事故死者に占める歩行者・自転車利用者の割合が諸外国と比べて著しく高くなっていること、全交通事故のうち自転車関連事故が占める割合は増加傾向にあること等から、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止対策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全の確保を図る。				
区分		25年度	26年度	27年度	28年度
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	89,060,624 <111,914,812>	152,951,685 <110,563,330>	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>
	補正予算(b)	500,190 <13,096,027>	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	
	繰越し等(c)	10,896,105 <42,746,493>	576,609 <10,179,006>		
	合計(a+b+c)	100,456,919 <167,757,332>	153,528,294 <132,858,774>		
	執行額(千円)	92,947,075 <147,357,807>	138,072,491 <116,241,880>		
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
○ 「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 I 2 歩行者及び自転車の安全確保 3 生活道路及び幹線道路における安全確保 第1部第1章第3節 II 1 道路交通環境の整備 (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 (5) 自転車利用環境の総合的整備 2 交通安全思想の普及徹底 5 道路交通秩序の維持 (1) 交通の指導取締りの強化等					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)		
歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車の交通事故件数	歩行中交通事故死者数(人)	歩行中交通事故死者数(人)	1,744	1,709	1,642	1,592	1,498	1,637	1,534	
		歩行中の高齢者の交通事故死者数	1,246	1,136	1,114	1,121	1,063	1,136	1,070	
		自転車乗用中交通事故死者数(人)	668	639	567	601	540	603	572	
		自転車関連事故件数(件)	151,683	144,062	132,051	121,040	109,269	131,621	98,700	
		歩行者と自転車との交通事故件数	2,770	2,806	2,625	2,605	2,551	2,671	2,506	
(28年4月交通企画課作成)										
※ 第9次交通安全基本計画(23年度～27年度)の基準となる22年の実績値を評価基準とした。										
達成状況:◎	達成目標	歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行者・自転車利用の交通事故件数を次のとおり減少させる。 i 歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数を22年よりも減少させる。 ii 歩行中の交通事故死者のうち割合の高い高齢者(注1)の数を22年よりも減少させる。 iii 自転車関連事故件数(注2)を22年よりも減少させる。 iv 歩行者と自転車との交通事故件数を22年よりも減少させる。								
		注1: 「高齢者」は、65歳以上の者を指す。 注2: 「自転車関連事故件数」は、自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数をいう。								

参考指標・参考事例	なし
-----------	----

業績目標達成のために行った施策	○ 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:35 広報啓発等】 自転車利用者に対するルールの周知徹底のため、5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催・警察庁後援)や春・秋の全国交通安全運動等において、自転車の安全利用促進等の広報キャンペーンを展開するとともに、小学生のみならず中学生、高校生、高齢者等を対象とした自転車教室を積極的に開催するなど交通安全教育を推進した。また、27年6月から導入された自転車運転者講習制度の周知を図り、自転車利用者のルール遵守意識の向上を図った。
	○ 自転車利用者のヘルメット着用促進【行政事業レビュー対象事業:35 広報啓発等】 自転車教室等の機会を捉え、児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の内容を周知するとともに、転倒時におけるヘルメットの頭部への被害軽減効果について知識の普及を図り、ヘルメットの着用の促進を図った。
	○ 高齢者に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:35 広報啓発等】 参加・体験・実践型の交通安全教育を中心とする高齢者に対する交通安全教育について、全国各地において効果的に実施されるよう都道府県警察に対して指導し、27年中に全国で約5万5,000回(参加人員延べ約230万人)の講習を行うなど、高齢者に対する交通安全教育を推進した。
	○ 反射材用品等の普及促進【行政事業レビュー対象事業:35 広報啓発等】 27年秋の全国交通安全運動の全国重点として「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)」が示されたことから、反射材用品等の効果を体験する交通安全教室を開催するなど、反射材用品等の着用に関する広報啓発活動を推進した。
	○ 幼児・児童に対する交通安全教育の推進【行政事業レビュー対象事業:35 広報啓発等】 児童に対する交通ルールや交通マナー等日常生活における道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるための交通安全教育を推進したほか、児童に対しては、歩行者及び自転車利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育を推進した。
	○ 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化 「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対する指導警告活動を強化するとともに、いわゆる「ピスト」等に係る制動装置不良自転車の運転のほか、違反行為により通行車両や歩行者に具体的な危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を講じるなど厳正に対処するよう、都道府県警察を指導した。
	○ 生活道路対策及び幹線道路対策の推進【行政事業レビュー対象事業:40 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 警察と道路管理者とが緊密に連携し、地域住民等の意見を反映しつつ、歩行者及び自転車利用者にとって危険な地点・路線において交通事故抑止対策を実施するよう指導した。
	○ 歩行空間のバリアフリー化【行政事業レビュー対象事業:40 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 高齢者、障害者等の安全な横断を確保するため、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進した。
	○ 自転車の走行空間の確保【行政事業レビュー対象事業:40 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 自転車専用通行帯の設置等自転車走行空間の整備を推進した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	○: 相当程度進展あり
		判断根拠	27年中の歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数、歩行中の高齢者の交通事故死者数、自転車関連事故件数及び歩行者と自転車との交通事故件数のいずれも減少したことから、22年を基準とする業績指標①は達成したものの、歩行中・自転車乗用中の交通事故死者数及び歩行中の高齢者死者数が前年(26年)よりも増加し、また、第9次交通安全基本計画において掲げた「平成27年までに24時間死者数を3000人以下」とするという目標が達成できなかったことから「相当程度進展あり」と評価する。
達成状況の分析	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 28年度においても27年度と同じ業績指標とするが、第10次交通安全基本計画が策定されたことから、その基準となる27年の実績値を評価基準とするように改める。
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、自転車利用者に対するルールの周知、高齢者に対する交通安全教育の充実、自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化等を推進する。

学識経験を有する者の意見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他的情報	○ 「平成27年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況について」(28年3月警察庁交通局) ○ 「平成27年における交通事故の発生状況」(28年3月警察庁交通局)
---------------------------	--

政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間
-------	-------------------	----------	------------------

## 平成27年度実績評価書

基本目標4 業績目標2

基本目標	安全かつ快適な交通の確保				
業績目標	運転者対策の推進				
業績目標の説明	飲酒運転等の悪質性・危険性の高い運転に起因する交通事故は、減少傾向にあるものの、依然として多いことから、これを防止するため、継続して悪質・危険運転者対策を推進する。また、高齢社会の進展に伴い、今後、高齢運転者による交通事故の増加が懸念されており、70歳以上の高齢者については、免許保有者10万人当たりの死亡事故件数が多い年齢層であることから、高齢運転者対策を推進し、高齢運転者による交通事故の防止を図る。				
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	89,060,624 <111,914,812>	152,951,685 <110,563,330>	152,825,556 <116,796,012>	146,346,418 <125,096,438>
	補正予算(b)	500,190 <13,096,027>	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	
	繰越し等(c)	10,896,105 <42,746,493>	576,609 <10,179,006>		
	合計(a+b+c)	100,456,919 <167,757,332>	153,528,294 <132,858,774>		
	執行額(千円)	92,947,075 <147,357,807>	138,072,491 <116,241,880>		
※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。					
○ 「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 I 1 高齢者及び子どもの安全確保 第1部第1章第3節 II 3 安全運転の確保 5 道路交通秩序の維持					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)		
悪質性・危険性の高い違反に起因する交通事故件数	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通事故件数	飲酒運転(件)	295	270	258	238	227	258	201	
		無免許運転(件)	69	68	64	61	59	64	53	
		最高速度違反(件)	294	228	213	216	212	233	221	
		信号無視(件)	155	175	145	129	127	146	149	
		歩行者妨害等(件)	274	248	296	248	253	264	265	
		指定場所一時不停止(件)	152	134	126	92	122	125	121	
(28年4月交通指導課作成)										
※ 第9次交通安全基本計画(23年度～27年度)の基準となる22年の実績値を評価基準とした。										
業績指標	達成状況:○	達成目標	悪質性・危険性の高い違反に起因する交通事故件数を22年よりも減少させる。							
	70歳以上の高齢運転者による交通事故件数及び70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数	項目	基準						実績	
			22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年	
		70歳以上の高齢運転者による交通事故件数(件)	694	637	661	709	687	678	686	
		70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数(件)	9.6	8.2	8.0	8.0	7.4	8.3	7.2	
		(28年4月運転免許課作成)								
※ 第9次交通安全基本計画(23年度～27年度)の基準となる22年の実績値を評価基準とした。										
参考指標・参考事例	達成状況:○	達成目標	70歳以上の高齢運転者による交通事故件数を22年よりも減少させる。							

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年
			7,245,836	7,728,798	8,233,850	8,823,682	9,320,223	8,270,478	9,491,098
		70歳以上の高齢運転免許保有者数(人)							
(28年4月運転免許課作成)									

業績目標達成のために行った施策	○ 「飲酒運転をしない、させない」という国民の規範意識を確立するための広報啓発の推進【行政事業レビュー対象事業:35 広報啓発等】 飲酒運転の悪質性・危険性や飲酒運転による交通事故の実態について積極的に広報した。また、一般財団法人全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けけるなど、民間団体等と連携して「飲酒運転を許さない環境づくり」に取り組んだ。
	○ 悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策の強化【行政事業レビュー対象事業:37 交通取締りによる事故防止の向上方策及び取締り手法の高度化等に関する調査研究】 地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十方に分析し、分析結果等を踏まえ、無免許・飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反や交差点関連違反等の交通事故に直結する違反に対する取締りを強化するよう、都道府県警察を指導した。また、新たな速度違反自動取締装置をモデル地区実験として設置・運用し、設置効果等を検証するとともに、交通事故と取締りの関係について分析を行い、取締りによる事故抑止効果や分析手法の研究を推進した。
	○ 使用者の背後責任の追及等 過積載や過労運転等の違反について、運転者の取締りにとどまらず、自動車等の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、事業活動に関して行われた悪質・危険な運転行為については、事業者等の背後責任の追及を念頭に捜査を尽くすよう、都道府県警察を指導した。
	○ 総合的な暴走族対策の推進 あらゆる法令を適用して暴走族構成員等の検挙を徹底するとともに、関係機関・団体と連携して、暴走族への加入阻止や暴走族グループからの離脱支援等総合的な暴走族対策を推進するよう、都道府県警察を指導した。
	○ 紹密な交通事故事件捜査の推進 迅速かつ的確な初動捜査を推進するため、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官の適切な運用を図るとともに、客観的な証拠収集を徹底するなど紹密な交通事故事件捜査を推進するよう、都道府県警察を指導した。
	○ 悪質・危険運転者に対する迅速・的確な行政処分の実施 悪質・危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、迅速・適正な審査登録、仮停止制度の積極的な活用、行政処分の長期未執行者の対策等を推進するよう、都道府県警察を指導した。
	○ 飲酒運転者に対する取消処分者講習の実施 飲酒行動の改善等のためのカリキュラムを盛り込んだ飲酒取消講習及び飲酒取消講習のカリキュラムの一部を導入した停止処分者講習(飲酒学級)の講習効果向上のための一層の改善について、都道府県警察を指導した。
	○ 取消処分者講習、停止処分者講習等の適正な実施 道路交通法等に違反する行為をし、行政処分を受けた者等に対する取消処分者講習や停止処分者講習等の適正な実施について都道府県警察を指導した。
	○ 高齢運転者標識の使用促進【行政事業レビュー対象事業:35 広報啓発等】 都道府県警察に対し、高齢運転者標識の使用を促進させる広報啓発活動の効果的な実施を指示した。
	○ 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等【行政事業レビュー対象事業:40 都道府県警察施設整備補助金(交通安全施設)】 信号灯器、道路標識等を視認性に優れたものにするため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進した。
	○ 講習予備検査の適正な実施 高齢運転者が自己の記憶力・判断力の状態を自覚し、安全運転を継続するため、講習予備検査の適正な実施について都道府県警察を指導した。
	○ 講習予備検査の結果等に基づく効果的な高齢者講習の実施 高齢者講習において、講習予備検査の結果等に基づき、受講者一人一人の状況に応じた、きめ細やかな指導を行うよう、都道府県警察を指導した。
	○ 臨時適性検査の的確な実施 一定の病気等に該当する疑いがある者の主治医からの届出が行いやすい環境づくり及び臨時適性検査の的確な実施のため、医師団体及び専門医との緊密な連携体制の強化等について都道府県警察を指導した。
	○ 一定の症状を呈する病気等に係る運転者対策の推進 一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出の制度について周知徹底に努めるなどして、正しい病状申告を促進するよう、都道府県警察を指導した。
	○ 高齢運転者等への支援の実施 高齢者に対する交通安全教育の実施や高齢者講習の円滑な受講、免許証を自主返納し易い環境整備の促進、高齢運転者等に対する支援施策の推進について都道府県警察を指導した。また、高齢者講習の受講者を対象とした講習用映画を作成し、都道府県警察に配布した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①については、22年と比較して、27年中の悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数が全ての違反に関し減少していることから目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、22年と比較して、27年中の70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故件数、27年中の70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は共に減少したことから、目標を達成した。</p> <p>しかしながら、業績指標①の一部については、26年よりも増加しているものがあることから「相当程度進展あり」と評価した。</p>

	達成状況の分析	業績指標①については、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を強化したこと等が、目標の達成に寄与したと考えられる。 業績指標②については、効果的な高齢者講習の実施等、高齢運転者の交通安全に資する各種施策が、目標の達成に寄与したと考えられる。				
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 28年度においても27年度と同じ業績指標とするが、達成目標については、第10次交通安全基本計画が策定されたことから、その基準となる27年の実績を評価基準とするよう改める。			
		評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為への対策を強化するとともに、高齢運転免許保有者が増えていることを踏まえ、平成27年改正道路交通法の円滑な施行を含め、高齢運転者対策を強化する。			
	学識経験を有する者の意見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。				
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成27年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況について」(28年3月警察庁交通局)</li> <li>○「運転免許統計(平成27年版)」(28年3月警察庁交通局運転免許課)</li> </ul>				
政策所管課	交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間			

# 平成27年度実績評価書

基本目標4 業績目標3

基本目標	安全かつ快適な交通の確保										
業績目標	道路交通環境の整備										
業績目標の説明	社会资本整備重点計画(24年8月31日閣議決定:計画期間24年度～28年度)に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。										
基本目標に関する予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度						
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)  補正予算(b)  繰越し等(c)  合計(a+b+c)	89,060,624  500,190  10,896,105  100,456,919  92,947,075	152,951,685  0  <111,914,812> <13,096,027> <42,746,493> <167,757,332> <110,563,330> <12,116,438> <10,179,006> <132,858,774> <147,357,807> <116,241,880>	152,825,556  0  <116,796,012> <9,773,369>  146,346,418  0						
	執行額(千円)		<116,241,880>	138,072,491							
	※ 上段には交通警察費及び交通安全対策特別交付金を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標4・業績目標1の再掲)。										
	<input type="checkbox"/> 「社会資本整備重点計画」(24年8月閣議決定) 交通安全施設等整備事業 <input type="checkbox"/> 「第9次交通安全基本計画」(23年3月中央交通安全対策会議決定) 第1部第1章第3節 II 1 道路交通環境の整備										
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	業績指標①	項目	基準		実績						
			24年度	25年度	26年度						
			27年度目標値 (注3)	27年度							
		交通安全施設等の整備により抑止される死傷事故	8,499	13,643	22,552						
			28,000	28,272							
		達成目標(注4)	効果測定中	効果測定中	効果測定中						
			(28年4月交通規制課作成)								
	注1: 信号機の高度化等に係る各種事業毎の内訳については別添参考 注2: 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 注3: 5年間(第3次社会資本整備重点計画の計画期間である24年度～28年度)で達成目標(約3万5千件／年)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の27年度の値										
業績指標	業績指標②	項目	基準		実績						
			24年度	25年度	26年度						
			27年度目標値 (注6)	27年度							
		信号制御の高度化により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間(千人・時間／年)(注5)	22,638	48,565	81,706						
			72,000	103,336							
		達成目標(注7)	45,177	97,404	163,618						
			144,000	207,204							
			(28年4月交通規制課作成)								
	注5: 信号制御の高度化に係る各種事業毎の内訳については別添参考 注6: 5年間(第3次社会資本整備重点計画の計画期間である24年度～28年度)で達成目標(通過時間約9千万人時間／年及び二酸化炭素の排出量約18万t-CO2／年)を実現できるように、各年度で均等に配分した場合の27年度の値										
	達成状況:○	i 信号制御の高度化により、対策実施箇所において通過時間を約9千万人時間／年短縮する。 ii 信号制御の高度化により、二酸化炭素の排出量を約18万t-CO2／年抑止する。 iii 原則として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路全てにおいて、バリアフリー対応型信号機等を整備する。									
		(注7: 達成目標の指標はいずれも第3次社会資本整備重点計画の最終年度である28年度における目標値)									

業績指標③	項目	基準				実績				
		24年度	25年度	26年度	27年度 目標値 (注9)					
		整備台数(台)(注8)	5,229	5,363	5,907	6,066	6,111			
						(28年4月交通規制課作成)				
達成状況:◎		達成目標(注10)	信号機電源付加装置の整備台数を約6,400台にする。							
注10: 達成目標の指標はいずれも第3次社会資本整備重点計画の最終年度である平成28年度における目標値										

参考指標・参考事例	なし
-----------	----

業績目標達成のために行った施策	<p>○ 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理事業【行政事業レビュー対象事業:38 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理】</p> <p>広域交通管制システムは12年度に整備を行ったが、経年により劣化したため、24年7月に更新を実施し、新システムで運用を開始している。その際、これまで毎年契約していた維持管理業務については、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施して平成33年までの一括契約としている。</p> <p>○ 交通安全施設等整備事業効果測定【行政事業レビュー対象事業:39 交通安全施設等整備事業効果測定】</p> <p>新たに設置した交通安全施設等の事業項目ごとのデータを収集した上、設置効果の測定・分析を行い、交通安全施設等整備事業の在り方を検証した。</p> <p>○ 特定交通安全施設等整備事業(主な事業内容は以下のとおり)【行政事業レビュー対象事業:40 都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集中制御化 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより多面的に制御する。</li> <li>・ プログラム多段系統化 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。</li> <li>・ 右折感応化 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。</li> <li>・ 多現示化 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。</li> <li>・ 半感応化 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。</li> <li>・ 信号灯器のLED化 高輝度で逆光でも見やすく擬似点灯を防止できるLED式信号灯器を整備する。</li> <li>・ 対向車接近表示システム 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。</li> <li>・ 開散時押ボタン化、閉散時半感応化 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知(歩行者の場合は押ボタン操作)した時の信号表示を変える。</li> <li>・ 速度感応化 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。</li> <li>・ 歩車分離化 車両用現示と歩行者用現示を分離することによって歩車の物理的な交錯を排除する。</li> <li>・ 歩行者感応化 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青信号を延長し、感知しない場合は短縮する。</li> <li>・ 視覚障害者用付加装置 歩行者用信号機の表示内容を音響により視覚障害者に知らせる。</li> <li>・ 高齢者等感応化 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信機を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。</li> <li>・ 音響式歩行者誘導付加装置 視覚障害者等の歩行者に対してチャイム等により歩行者用青信号の開始を知らせる。</li> <li>・ 全感応 交差点の各流入部に車両感知器を設置し、車両感知器から得られた情報により青時間を伸縮させる。</li> <li>・ プログラム多段化 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。</li> <li>・ 押ボタン 主道路側を青としておき、歩行者の押ボタン操作があった時の信号表示を変える。</li> </ul> <p>○ 広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備事業【行政事業レビュー対象事業:42 広域交通規制の高度化に資する交通情報収集システム整備】</p> <p>大規模災害発生時にいち早く通行可能な道路を把握して、人命救助等の災害対策を迅速かつ的確に実施できるようにするため、警察が収集する交通情報と、民間事業者のプローブ情報を融合させたシステムの効果的な運用を推進した。</p>

	<p>○ 低コスト信号機の開発に関する調査研究【行政事業レビュー対象事業:43 低コスト信号機の開発に関する調査研究】 信号灯器の小型化や一つの信号制御機による複数交差点の制御等、信号機の設置及び運用のコストを低減させる方法に関する調査研究を実施した。</p>
	<p>○ 電波を活用した端末制御通信による信号制御の高度化に関するモデル事業【行政事業レビュー対象事業:45 電波を活用した端末制御通信による信号制御の高度化に関するモデル事業】 700MHz帯の無線電波を用いた交差点ネットワークを構築し、回線の集約化によって回線料を節約するモデル事業を実施した。</p>
	<p>○ 交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化【行政事業レビュー対象事業:27-2 交通情報の提供拡大に向けた交通管制の高度化】 都道府県が収集した交通情報の一層の活用を図るため、交通情報の提供拡大に向けた調査研究を実施した。</p>

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
		判断根拠	<p>業績指標①については、信号機の高度化等により抑止されていると推計される死傷事故件数の27年度実績値は27年度目標値を上回り、目標を達成した。 業績指標②については、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路におけるパリアフリー化の割合の実績値は27年度目標値を下回ったものの、信号制御の高度化により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間及び信号制御の高度化により抑止されていると推計される二酸化炭素の排出量の27年度実績値は27年度目標値を上回ったことから目標をおおむね達成した。 業績指標③については、信号機電源付加装置の整備台数の27年度実績値は27年度目標値を上回り、目標を達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と評価する。</p>
達成状況の分析	<p>第3次社会资本整備重点計画に定められた成果目標を達成すべく、特定交通安全施設等整備事業等を計画的に推進したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。</p>		
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	<p><b>【業績目標、業績指標及び達成目標】</b> 今後も安全かつ快適な交通の確保を目指すため、交通安全施設等の整備による死傷事故の抑止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標を28年度の業績目標として設定するとともに、第4次社会资本整備重点計画の策定を踏まえ、業績指標に「老朽化した信号機数」を設定する。</p>
		評価結果の政策への反映の方向性	<p><b>【引き続き推進】</b> 新たに策定された第4次社会资本整備重点計画に基づき、同計画に定められた成果目標を確実に達成し、安全かつ快適な交通を確保するため、引き続き、特定交通安全施設等整備事業等を推進する。</p>

学識経験を有する者の意見の活用	<p>○ 28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。 ○ 信号機の高度化等による効果の測定方法は、外部有識者から成る「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授(当時))により確立された効果測定手法を用いた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「交通安全施設の効果測定報告書」(28年3月警察庁委託)
---------------------------	--------------------------------

政策所管課	交通規制課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間
-------	-------	----------	------------------

## 信号機の高度化等による各種効果(27年度末現在)

別添

### ○ 交通事故抑止効果

#### ◇ 信号機の高度化等

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感應化		多現示化		半感應化	
	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数
平成24年度	1,681	471	468	159	80	84	681	518	371	189
平成25年度	1,966	550	582	198	84	88	585	445	497	253
平成26年度	2,004	561	609	207	55	58	552	420	610	311
平成27年度	1,844	516	586	199	55	58	544	413	477	243
小計	7,495	2,099	2,245	763	274	288	2,362	1,795	1,955	997

事業 年度	信号灯器のLED化		対向車接近表示装置		閑散時押ボタン化		閑散時半感應化		速度感應化	
	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数
平成24年度	4,808	5,962	0	0	36	18	102	39	7	8
平成25年度	2,103	2,608	1	2	13	7	87	33	2	2
平成26年度	3,030	3,757	3	5	21	11	97	37	1	1
平成27年度	3,028	3,755	1	2	16	8	78	30	1	1
小計	12,969	16,082	5	9	86	44	364	138	11	12

事業 年度	歩車分離化		歩行者感應化		視覚障害者用付加装置		高齢者等感應化		音響式歩行者誘導付加装置	
	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数
平成24年度	482	410	50	66	599	455	99	78	119	105
平成25年度	415	353	22	29	542	412	72	57	112	99
平成26年度	293	249	16	21	613	466	89	70	65	57
平成27年度	99	84	5	7	550	418	93	73	59	52
小計	1,289	1,096	93	123	2,304	1,751	353	279	355	312

事業 年度	信号機新設									
	全感応		半感応		プログラム多段化		押ボタン		一灯点滅	
	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数	基數	抑止件数
平成24年度	1	2	73	144	282	556	87	77	1	1
平成25年度	3	6	37	73	231	455	102	90	0	0
平成26年度	1	2	43	85	226	445	102	90	0	0
平成27年度	0	0	32	63	164	323	84	74	0	0
小計	5	10	185	364	903	1,779	375	330	1	1

事業 年度	計
	抑止件数
平成24年度	9,340
平成25年度	5,759
平成26年度	6,853
平成27年度	6,320
小計	28,272

・「抑止件数」とは、信号機の高度化等により抑止されたと推計される死傷事故件数であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の死傷事故発生状況について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを死傷事故抑止係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止件数を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

## 信号機の高度化等による各種効果

### ○ 交通円滑化効果

#### ◇ 信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	基数	短縮効果	
平成24年度	1,681	19,574	468	2,274	80	178	681	419	371	587	23,032
平成25年度	1,966	22,892	582	2,828	84	187	585	360	497	786	27,053
平成26年度	2,004	23,335	609	2,959	55	123	552	339	610	965	27,721
平成27年度	1,844	21,472	586	2,847	55	123	544	335	477	755	25,531
小計	7,495	87,272	2,245	10,908	274	611	2,362	1,453	1,955	3,093	103,336

・「短縮効果」とは、交通安全施設等整備事業により1年間に短縮されたと試算される自動車利用者の旅行時間を表す。単位は(千人・時間/年)であり、1,000人の自動車利用者の旅行時間が1年間に1時間短縮されることを意味する。

・「短縮効果」の算出に当たっては、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを短縮効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの短縮効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

### ○ 二酸化炭素排出量抑止効果

#### ◇ 信号制御の高度化

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		右折感応化		多現示化		半感応化		計
	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	基数	削減効果	
平成24年度	1,681	37,722	468	4,380	80	726	681	810	371	2,412	46,050
平成25年度	1,966	44,117	582	5,448	84	762	585	696	497	3,231	54,253
平成26年度	2,004	44,970	609	5,700	55	499	552	657	610	3,965	55,791
平成27年度	1,844	41,379	586	5,485	55	499	544	647	477	3,101	51,111
小計	7,495	168,188	2,245	21,013	274	2,485	2,362	2,811	1,955	12,708	207,204

・「抑止効果」とは、信号制御の高度化により抑止されたと推計される二酸化炭素排出量(単位:t-CO2/年)であり、「交通安全施設の効果測定」により、1事業当たりの整備前後の交通円滑化効果について調査し、得られた数値を統計学的に処理したものを二酸化炭素抑止効果係数(アウトカム係数)とし、これに整備基数を乗じて得られた事業ごとの抑止効果を累計することにより算出している。

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

# 平成27年度実績評価書

基本目標5 業績目標1

基本目標	国の公安の維持								
業績目標	重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処								
業績目標の説明	的確な警備措置を講じることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防・鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。) <small>注1：国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等 注2：国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪</small>								
区分		25年度	26年度	27年度	28年度				
基本目標に関する予算額・執行額等	当初予算(a)	11,918,598 <112,061,442>	12,683,024 <110,699,410>	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>				
	補正予算(b)	178,641 <13,567,467>	129,898 <12,116,438>	143,642 <9,773,369>					
	繰越し等(c)	99,225 <43,059,215>	88,231 <10,680,342>						
	合計(a+b+c)	12,196,464 <168,688,124>	12,901,153 <133,496,190>						
	執行額(千円)	11,936,823 <147,774,059>	12,697,089 <116,879,296>						
<small>※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。</small>									
業績目標に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅲ 戰略の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>3 水際対策の強化</li> <li>4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化</li> <li>5 官民一体となったテロ対策の推進</li> </ul> </li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各種テロ対策の強化・加速化</li> <li>2 水際対策の強化</li> <li>3 重要施設・ソフトアーゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化</li> <li>4 官民一体となったテロ対策の推進</li> </ul> </li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(28年1月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>4 より良い世界への挑戦</li> </ul> </li> </ul>								
業績指標	業績指標①	実績							
	重大テロ事案等の発生件数	各種訓練の実施、関係機関との連携の強化、治安警備及び警衛・警護の実施等、重大テロ事案等の予防・鎮圧に向けた各種施策を推進した結果、国内における重大テロ事案等の発生はなかった。							
	達成状況:◎	達成目標	重大テロ事案等を未然に防止する。						
	業績指標②	実績							
	治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例)	<b>【事例1】</b> 27年度中、天皇皇后両陛下は、第66回全国植樹祭御臨場(5月、石川県)、第70回国民体育大会御臨場(9月、和歌山県)、第35回全国豊かな海づくり大会御臨席(10月、富山県)等のため行幸啓になった。 警察では、皇室と国民との親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。							
		<b>【事例2】</b> 27年度は、フィリピン大統領来日(6月)に伴う警護警備を実施したほか、安倍首相のG7エルマウ・サミット出席に伴うドイツ訪問(6月)、G20アンタルヤ・サミット出席に伴うトルコ訪問(11月)、APEC首脳会議出席に伴うフィリピン訪問(11月)等の警護警備に際し、関係国の警察当局と緊密に連携して首相の身辺の安全を確保した。							
	上記事例のほか、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒体制の見直しを図りながら継続して実施している。27年度中も、発生する事象、国内外の諸情勢を踏まえた的確な警戒警備を実施した。								
	達成状況:◎	達成目標	国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。						
業績指標③	業績指標③	基準							
	主要警備対象勢力(注3)に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年(平均)	27年
		オウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員(注4)	1件 2人	1件 2人	10件 7人	1件 2人	0件 0人	3件 3人	1件 1人
		極左暴力集団に係る事件検挙件数・検挙人員	29件 39人	30件 78人	30件 31人	26件 36人	14件 15人	26件 40人	22件 28人

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">右翼関係事件 検挙件数・検挙 人員</td><td style="width: 10%;">1,667件 1,757人</td><td style="width: 10%;">1,639件 1,713人</td><td style="width: 10%;">1,733件 1,824人</td><td style="width: 10%;">1,583件 1,643人</td><td style="width: 10%;">1,588件 1,654人</td><td style="width: 10%;">1,642件 1,718人</td><td style="width: 10%; background-color: #FFFF00;">1,485件 1,527人</td></tr> <tr> <td>右翼による「テ ロ、ゲリラ」事件 検挙件数・検挙 人員(注5)</td><td>0件 0人</td><td>0件 0人</td><td>2件 2人</td><td>1件 1人</td><td>0件 0人</td><td>1件 1人</td><td>0件 0人</td></tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right;">(28年4月公安課作成)</td></tr> </table> <p>注3: 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象</p> <p>注4: 24年のオウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員のうち、信者勧誘に伴う詐欺事件(1件3人)について無罪が確定した。</p> <p>注5: 右翼関係事件検挙件数・検挙人員の内数である。</p>	右翼関係事件 検挙件数・検挙 人員	1,667件 1,757人	1,639件 1,713人	1,733件 1,824人	1,583件 1,643人	1,588件 1,654人	1,642件 1,718人	1,485件 1,527人	右翼による「テ ロ、ゲリラ」事件 検挙件数・検挙 人員(注5)	0件 0人	0件 0人	2件 2人	1件 1人	0件 0人	1件 1人	0件 0人	(28年4月公安課作成)								<b>【事例1】</b>								27年7月、オウム真理教上祐派出家信者1人を、観光庁長官等の登録を受けずに、旅行の計画をあらかじめ作成し、ウェブサイト上で告知して旅行者を募集するとともに、長野県内の宿泊施設と宿泊計画を締結した上、旅行参加者から報酬を得て旅行業を営んだとして、旅行業法違反(無登録営業)で検挙した(警視庁)。								<b>【事例2】</b>								27年9月、中核派(党中央)系全学連活動家計4人を、被害者である同派系全学連活動家を同派活動拠点施設内に監禁し、身の危険を感じた被害者が同施設屋上から逃走することを余儀なくさせ、同施設から転落した際に傷害を負わせたとして、監禁致傷罪で逮捕した(警視庁)。								達成状況:△	達成目標	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。					
右翼関係事件 検挙件数・検挙 人員	1,667件 1,757人	1,639件 1,713人	1,733件 1,824人	1,583件 1,643人	1,588件 1,654人	1,642件 1,718人	1,485件 1,527人																																																										
右翼による「テ ロ、ゲリラ」事件 検挙件数・検挙 人員(注5)	0件 0人	0件 0人	2件 2人	1件 1人	0件 0人	1件 1人	0件 0人																																																										
(28年4月公安課作成)																																																																	
<b>【事例1】</b>																																																																	
27年7月、オウム真理教上祐派出家信者1人を、観光庁長官等の登録を受けずに、旅行の計画をあらかじめ作成し、ウェブサイト上で告知して旅行者を募集するとともに、長野県内の宿泊施設と宿泊計画を締結した上、旅行参加者から報酬を得て旅行業を営んだとして、旅行業法違反(無登録営業)で検挙した(警視庁)。																																																																	
<b>【事例2】</b>																																																																	
27年9月、中核派(党中央)系全学連活動家計4人を、被害者である同派系全学連活動家を同派活動拠点施設内に監禁し、身の危険を感じた被害者が同施設屋上から逃走することを余儀なくさせ、同施設から転落した際に傷害を負わせたとして、監禁致傷罪で逮捕した(警視庁)。																																																																	
達成状況:△	達成目標	主要警備対象勢力による違法事案の取締りを推進する。																																																															

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">参考指標①</th><th colspan="7">基準</th><th style="width: 10%;">実績</th></tr> <tr> <th>項目</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>22~26年度 (平均)</th><th>27年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数</td><td>国民保護(化学テロ対処等)図上訓練(回)</td><td>6</td><td>8</td><td>5</td><td>9</td><td>9</td><td>7</td><td>12</td></tr> <tr> <td></td><td>国民保護実動訓練(回)</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr> <td></td><td>自衛隊との共同図上訓練(回)</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr> <td></td><td>自衛隊との共同実動訓練(回)</td><td>10</td><td>21</td><td>30</td><td>37</td><td>37</td><td>27</td><td>38</td></tr> <tr> <td></td><td>海上保安庁との共同訓練(回)</td><td>3</td><td>15</td><td>12</td><td>27</td><td>24</td><td>16</td><td>33</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(28年4月警備企画課・警備課作成)</p>	参考指標①	基準							実績	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度	重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数	国民保護(化学テロ対処等)図上訓練(回)	6	8	5	9	9	7	12		国民保護実動訓練(回)	3	3	6	3	4	4	3		自衛隊との共同図上訓練(回)	3	3	1	2	0	2	0		自衛隊との共同実動訓練(回)	10	21	30	37	37	27	38		海上保安庁との共同訓練(回)	3	15	12	27	24	16	33
参考指標①	基準							実績																																																							
項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度																																																								
重大テロ事案等の対処に係る各種訓練の実施件数	国民保護(化学テロ対処等)図上訓練(回)	6	8	5	9	9	7	12																																																							
	国民保護実動訓練(回)	3	3	6	3	4	4	3																																																							
	自衛隊との共同図上訓練(回)	3	3	1	2	0	2	0																																																							
	自衛隊との共同実動訓練(回)	10	21	30	37	37	27	38																																																							
	海上保安庁との共同訓練(回)	3	15	12	27	24	16	33																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">参考指標②</th><th colspan="7">基準</th><th style="width: 10%;">実績</th></tr> <tr> <th>項目</th><th>22年</th><th>23年</th><th>24年</th><th>25年</th><th>26年</th><th>22~26年 (平均)</th><th>27年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治安警備及び警衛・警護実施件数</td><td>治安警備実施件数(件)</td><td>7,312</td><td>7,260</td><td>10,128</td><td>11,095</td><td>12,071</td><td>9,573</td><td>12,874</td></tr> <tr> <td></td><td>警衛実施件数(件)</td><td>5,299</td><td>4,613</td><td>4,955</td><td>4,134</td><td>4,252</td><td>4,651</td><td>4,099</td></tr> <tr> <td></td><td>警護実施件数(件)</td><td>17,223</td><td>19,880</td><td>20,111</td><td>20,856</td><td>17,717</td><td>19,157</td><td>18,956</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(28年4月警備課作成)</p>	参考指標②	基準							実績	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年	治安警備及び警衛・警護実施件数	治安警備実施件数(件)	7,312	7,260	10,128	11,095	12,071	9,573	12,874		警衛実施件数(件)	5,299	4,613	4,955	4,134	4,252	4,651	4,099		警護実施件数(件)	17,223	19,880	20,111	20,856	17,717	19,157	18,956																			
参考指標②	基準							実績																																																							
項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年																																																								
治安警備及び警衛・警護実施件数	治安警備実施件数(件)	7,312	7,260	10,128	11,095	12,071	9,573	12,874																																																							
	警衛実施件数(件)	5,299	4,613	4,955	4,134	4,252	4,651	4,099																																																							
	警護実施件数(件)	17,223	19,880	20,111	20,856	17,717	19,157	18,956																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">参考指標③</th><th colspan="7">基準</th><th style="width: 10%;">実績</th></tr> <tr> <th>項目</th><th>22年</th><th>23年</th><th>24年</th><th>25年</th><th>26年</th><th>22~26年 (平均)</th><th>27年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数</td><td>入管法違反送致件数・送致人員(注6)</td><td>4,048件 3,601人</td><td>3,183件 2,841人</td><td>2,786件 2,579人</td><td>3,773件 3,430人</td><td>4,531件 4,126人</td><td>3,664件 3,315人</td><td>3,491件 2,824人</td></tr> <tr> <td></td><td>集団密航事件検挙件数・検挙人員</td><td>2件 8人</td><td>1件 2人</td><td>0件 0人</td><td>0件 0人</td><td>1件 2人</td><td>1件 2人</td><td>0件 0人</td></tr> <tr> <td></td><td>入管法第65条の適用人員</td><td>1,630人</td><td>839人</td><td>593人</td><td>653人</td><td>509人</td><td>845人</td><td>569人</td></tr> <tr> <td></td><td>不法残留者数(注7)</td><td>78,488人</td><td>67,065人</td><td>62,009人</td><td>59,061人</td><td>60,007人</td><td>65,326人</td><td>62,818人</td></tr> <tr> <td></td><td>入国管理局との合同摘発人員</td><td>5,426人</td><td>3,758人</td><td>3,040人</td><td>2,329人</td><td>1,777人</td><td>3,266人</td><td>1,815人</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(28年4月外事課作成)</p>	参考指標③	基準							実績	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年	不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	入管法違反送致件数・送致人員(注6)	4,048件 3,601人	3,183件 2,841人	2,786件 2,579人	3,773件 3,430人	4,531件 4,126人	3,664件 3,315人	3,491件 2,824人		集団密航事件検挙件数・検挙人員	2件 8人	1件 2人	0件 0人	0件 0人	1件 2人	1件 2人	0件 0人		入管法第65条の適用人員	1,630人	839人	593人	653人	509人	845人	569人		不法残留者数(注7)	78,488人	67,065人	62,009人	59,061人	60,007人	65,326人	62,818人		入国管理局との合同摘発人員	5,426人	3,758人	3,040人	2,329人	1,777人	3,266人	1,815人	
参考指標③	基準							実績																																																							
項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年																																																								
不法滞在者等の検挙件数及び検挙人員並びに不法残留者数	入管法違反送致件数・送致人員(注6)	4,048件 3,601人	3,183件 2,841人	2,786件 2,579人	3,773件 3,430人	4,531件 4,126人	3,664件 3,315人	3,491件 2,824人																																																							
	集団密航事件検挙件数・検挙人員	2件 8人	1件 2人	0件 0人	0件 0人	1件 2人	1件 2人	0件 0人																																																							
	入管法第65条の適用人員	1,630人	839人	593人	653人	509人	845人	569人																																																							
	不法残留者数(注7)	78,488人	67,065人	62,009人	59,061人	60,007人	65,326人	62,818人																																																							
	入国管理局との合同摘発人員	5,426人	3,758人	3,040人	2,329人	1,777人	3,266人	1,815人																																																							
<p>注6: 「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。</p> <p>注7: 法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。</p>																																																															

業績目標達成のために行った施策	○ 重要施設の警戒警備【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、49 千葉県警察成田国際空港警備隊費、50 情報収集・分析機能の強化等、51 皇宮警察本部】 厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国的重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を適切に実施した。
	○ 重大テロ事案等対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るために、各種訓練を実施した。
	○ 大規模警衛・警護警備【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、51 皇宮警察本部】 その時々の警備事象や情勢等に応じ、適切な警備体制を確立し、的確に警衛・警護警備を実施した。
	○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等】 重大テロ事案等対処に係る内閣官房等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。
	○ 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等】 極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による組織的違法行為等各種違法事案の取締りを推進した。
	○ 不法滞在者等の取締り等【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等】 合同摘発や情報交換等、法務省入国管理局等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進した。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
		業績指標①については、27年度中、国内における重大テロ事案等の発生がなかったことから、目標を達成した。 業績指標②については、27年度中、各警衛・警護警備において警備対象の安全が確保されたことから、目標を達成した。 業績指標③については、27年度中、オウム真理教に係る事件、極左暴力集団に係る事件及び右翼関係事件の取締り件数及び検挙人数が減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。 したがって、目標の達成状況については、「相当程度進展あり」と認められる。
目標の達成状況	判断根拠	
達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、自衛隊・海上保安庁との共同訓練等を積極的に実施するなどの取組により、対処態勢の強化を図ったことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、情勢に応じた的確な警戒警備、警衛・警護を実施したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標③については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、主要警備対象勢力の違法事案に対する取締り等を実施したものの、検挙件数及び検挙人数を増やすことができなかった。	
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標、業績指標②・③及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、重大テロ事案等の未然防止等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を28年度の業績目標等として設定する。 【業績指標①】 近年、我が国において重大テロ事案等の発生はなく、重大テロ事案等の発生の有無や発生件数の推移から業績目標の達成度合いを適切に測定することは困難であるため、28年度からは、重大テロ事案等の発生件数は業績指標とはせずに参考指標とする。
	評価結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警衛・警護警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを的確に実施する。 また、引き続き、これらの警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○ 「治安の回顧と展望(平成27年版)」(28年3月警察庁警備局)		
政策所管課	警備企画課、公安課、警備課、外事課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間

## 平成27年度実績評価書

基本目標5 業績目標2

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処				
業績目標の説明	的確な警備措置を講ずることにより、大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化等を図る。				
区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
基本目標に関する予算額・執行額等	当初予算(a)	11,918,598 <112,061,442>	12,683,024 <110,699,410>	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>
	補正予算(b)	178,641 <13,567,467>	129,898 <12,116,438>	143,642 <9,773,369>	
	繰越し等(c)	99,225 <43,059,215>	88,231 <10,680,342>		
	合計(a+b+c)	12,196,464 <168,688,124>	12,901,153 <133,496,190>		
	執行額(千円)	11,936,823 <147,774,059>	12,697,089 <116,879,296>		

※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。

業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(28年1月) 二 地方創生への挑戦</li> <li>○ 「防災基本計画」(28年2月中央防災会議決定) 我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。</li> </ul>
---------------------------------	--

業績指標①	基準							実績								
	項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)									
(28年4月警備課作成)																
注1: 東日本大震災により東北管区での訓練が中止となった。 注2: 大雨対応により中部管区での訓練が中止となった。																
【事例1】 27年11月、中国・四国管区広域緊急援助隊等は、香川県消防学校において、大規模災害の発生を想定した被災者の救出救助、緊急交通路確保、遺体取扱訓練等の各種訓練を実施した。本訓練については、事前に現場の状況等を一切示さないブライド方式を採用し、また、消防、自衛隊、DMAT等の関係機関が参加し、情報共有や救出救助に関する連携強化を図った。																
【事例2】 28年1月、広域緊急援助隊等の救出救助能力の向上を図るために、部隊の救出救助能力のレベルに応じた体系的・段階的な訓練が可能となる災害警備訓練施設を近畿管区警察学校内に整備した。																
【事例3】 27年度においては、平成27年9月関東・東北豪雨に際し、関係省庁災害対策会議等の場を通じて、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密に連携し、情報の共有を図った。																
達成状況:◎	達成目標	各種実戦的訓練の実施及び関係機関との連携により、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組を推進する。														
業績指標②	実績															
災害警備活動の実施状況(事例)	【事例1】 27年5月、鹿児島県における口永良部島の噴火災害の発生に際し、鹿児島県警察では、機動隊、管区機動隊、屋久島警察署員等を口永良部諸島へ派遣し、住民の避難誘導、ヘリコプター等による情報収集・警戒、住民避難後の警戒等を実施した。															
	【事例2】 27年9月、関東・東北豪雨の発生に際し、茨城県警察では、13都県警察から、広域緊急援助隊等延べ約3,000人の派遣を受け、被害情報の収集、被災者の救出救助、浸水区域内の安否確認等を実施した。															
達成状況:◎	達成目標	重大事案発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。														

参考指標①	項目	22年	23年	25年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年
	警察官の出動人員数 (人)(注3、注4)	17,241	3,579,211	23,893	28,940	67,819	743,421	24,507
(28年4月警備課作成)								
注3：台風、大雨、強風、高潮、地震、噴火及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数								
注4：年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上(東日本大震災における出動人員は、地震及び津波が発生した23年に計上)								
参考指標 災害警備活動に伴う警察官の出動人員数	項目	22年			23年			
		地震	台風	計	地震	台風	計	
	件数(件)(注5)	1	0	1	1	2	3	
	死傷者(人)	0	0	0	15,896	106	16,002	
	行方不明者(人)	0	0	0	2,562	17	2,579	
	負傷者(人)	8	27	35	6,303	726	7,029	
	平均出動人員数(人)					18,736		
	延べ出動人員数(人)(注6)	63		63	3,531,908	37,472	3,569,380	
	項目	24年			25年			
		地震	台風	計	地震	台風	計	
災害種別ごとの発生件数、警察官の平均出動人員及び延べ出動人員	件数(件)(注5)	0	2	2	2	1	3	
	死傷者(人)	2	3	5	0	47	47	
	行方不明者(人)	0	0	0	0	4	4	
	負傷者(人)	36	278	314	63	315	378	
	平均出動人員数(人)		2,612		308			
	延べ出動人員数(人)(注6)	369	5,223	5,592	615	16,346	16,961	
	項目	26年			27年			
		地震	台風	計	地震	台風	計	
	件数(件)(注5)	2	0	2	3	1	4	
	死傷者(人)	0	12	12	0	9	9	
参考指標② 広域緊急援助隊及び広域緊急救援隊特別救助班の事業ごとの出動延べ人員	行方不明者(人)	0	2	2	0	0	0	
	負傷者(人)	99	328	427	21	341	362	
	平均出動人員数(人)	1,479			33			
	延べ出動人員数(人)(注6)	2,957	11,528	14,485	98	20,500	20,598	
	項目	25年度			26年度			27年度
	出動事業	広島県梅雨前線による大雨(7月)	東日本大震災(3月)	台風第12号(9月)	九州北部豪雨(7月)等			
	広域緊急救援隊人員(人)	71	6,249	484		147		
	特別救助班人員(人)(注7)	0	286	48		15		
	項目	25年度			26年度			27年度
	出動事業	7月26日からの大雨(7月)等	広島土砂災害(8月)	御嶽山噴火(9月)	長野北部地震(11月)	関東東北豪雨(9月)		
	広域緊急救援隊人員(人)	204	9,077	984	226		971	
	特別救助班人員(人)(注7)	21	190	80	36		145	
	(28年4月警備課作成)							
注7：数字は広域緊急救援隊人員の内数								

業績目標達成のために行った施策	○ 災害警備活動【行政事業レビュー対象事業:48 焦点】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するため、関係都道府県警察においては、所要の体制を確立して各種災害警備活動を実施した。
	○ 大規模災害対策用資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:48 焦点】 大規模災害発生時に對処に当たる広域緊急援助隊等の装備資機材等を充実させるなど、大規模災害対処能力を充実強化した。
	○ 重大事案対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業:48 焦点】 災害の発生に際し、迅速かつ的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、全国の都道府県警察において各種実戦的訓練を実施した。
	○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:48 焦点】 大規模自然災害発生時の対処等について、内閣官房、内閣府等関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。

		各行政機関 共通区分	◎:目標達成
	目標の達成状況	判断根拠	<p>業績指標①については、27年度中、広域緊急援助隊合同訓練を実施するとともに、各種実戦的訓練及び関係機関との連携を行った事例もあることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標②については、現在も東日本大震災に伴う災害警備活動を継続しているほか、平成27年9月関東東北豪雨等の発生時には、所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、目標の達成状況については、「目標達成」と認められる。</p>
評価の結果	達成状況の分析		<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、大規模災害対策用資機材の整備、関係機関との連携、重大事案対処に係る各種訓練等の取組が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、平素から装備資機材の整備、各種訓練及び関係機関との連携により重大事案への対処能力の強化を図り、災害発生時には所要の体制を確立して的確な災害警備活動を実施したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>
	目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	<p>【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組の推進等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を28年度の業績目標等として設定する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	<p>○「治安の回顧と展望(平成27年版)」(28年3月警察庁警備局)</p>		
政策所管課	警備課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間

## 平成27年度実績評価書

基本目標5 業績目標3

基本目標	国の公安の維持				
業績目標	対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処				
業績目標の説明	諜報事案、拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に係る国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。				
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	11,918,598 <112,061,442>	12,683,024 <110,699,410>	12,917,480 <116,981,772>	13,011,035 <125,096,438>
	補正予算(b)	178,641 <13,567,467>	129,898 <12,116,438>	143,642 <9,773,369>	
	繰越し等(c)	99,225 <43,059,215>	88,231 <10,680,342>		
	合計(a+b+c)	12,196,464 <168,688,124>	12,901,153 <133,496,190>		
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)	11,936,823 <147,774,059>	12,697,089 <116,879,296>		
	※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部費(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標5・業績目標1の再掲)。				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等</li> </ul> </li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集・分析の強化</li> <li>6 テロ対策協力のための国際協力の推進</li> <li>(3) 二国間・多国間の枠組みを通じたテロ対策の強化</li> </ul> </li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>I 各種テロ対策の強化・加速化               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集・分析等の強化</li> <li>6 テロ対策協力のための国際協力の推進</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>				
業績指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(28年1月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>4 より良い世界への挑戦</li> </ul> </li> </ul>				

業績指標	業績指標①	実績		
	国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例)	外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換及び実務担当者による情報交換等を積極的に実施し、従来以上に外国治安情報機関等との緊密な連携が図られた。 また、27年11月にニュージーランドの主催によりウェリントンで実施されたPSI阻止訓練へ参加したほか、27年10月には、独立行政法人国際協力機構(JICA)と「国際テロ対策セミナー」を共催し、世界各国のテロ対策実務担当者に対して国際テロ対策に関するノウハウを提供するなど、国際的な取組に積極的に参加した。 加えて、財務省関税局との共催による、都道府県警察と地方税関との意見交換会議の開催、経済産業省との共催による、都道府県警察の捜査員を対象とした研修会の開催等、関係機関との緊密な連携を図った。		
		達成状況:◎	達成目標	国内外の機関との情報交換を始めとした関係機関との連携を強化する。
業績指標	国際テロの発生件数	実績		
		外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換、内閣情報会議、合同情報会議等における関係機関に対する情報の提供等により、国内外の関係機関との連携を強化し、テロ関連情報の収集・分析を強化した。 また、テロリスト等の入国及び銃器・爆発物等の持込みを防ぐため、入国管理局、税関等の関係省庁と連携し、国際海空港における水際対策を実施した。 さらに、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者及び旅館業者等、テロリストがテロの準備段階において利用する可能性のある施設等の管理者に対し、不審情報の即報等の協力を要請した。 その結果、我が国において国際テロの発生はなかった。		
	達成状況:◎	達成目標	国際テロを未然に防止する。	

業績指標③	実績
	北朝鮮による拉致容疑事案等について捜査・調査を推進するとともに、27年度中、戦後53件目となる北朝鮮工作員事件(朝鮮国籍の男による詐欺事件)を検挙したほか、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況(事例)
	【事例1】 北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を更に強化するため、外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が都道府県警察に対する巡回指導を実施したほか、広く情報提供を求めるために都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載している事案の概要等を更新した。その結果、国内で生存していた4人を発見し、拉致の可能性を排除した。
	【事例2】 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出についての輸出禁止措置がとられていたにもかかわらず、26年1月、日用品等を、経済産業大臣の承認を受けないで、シンガポール及び中国・大連を経由して北朝鮮に輸出したとして、28年2月、会社役員を外国為替及び外国貿易法違反(無承認輸出)で逮捕するとともに、25年10月、厨房用品を、経済産業大臣の承認を受けないで、シンガポールを経由して北朝鮮に輸出したとして、28年3月、同役員を再逮捕した(京都・山口・島根・神奈川)。
達成状況:○	達成目標 北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に対する取組を推進する。

参考指標・参考事例	なし
-----------	----

業績目標達成のために行った施策	○ 官邸、関係機関等との連携【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、52 ラヂオプレスニュース速報受信】 内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し政府の意思決定に資する情報の提供を行った。
	○ 外国治安情報機関等との情報交換【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、52 ラヂオプレスニュース速報受信】 外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルかつ緊密な情報交換等に加え、実務担当者による情報交換等を実施した。
	○ 情報収集・分析機能の強化【行政事業レビュー対象事業:48 焦点、50 情報収集・分析機能の強化等、52 ラヂオプレスニュース速報受信、53 國際テロ対策データベースシステム、54 國際テロ捜査情報分析支援装置維持費】 外事課及び国際テロリズム対策課において、所要の増員措置等を講じることにより、対日有害活動や国際テロ等に関連する情報の収集・分析体制の強化を図った。

評価の結果	各行政機関共通区分	○:相当程度進展あり
	目標の達成状況 判断根拠	業績指標①については、27年度中、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されたことから、目標を達成した。 業績指標②については、27年度中、国際テロを未然に防止したことから、目標を達成した。 業績指標③については、27年度中、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を一層強化するとともに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に係る事案についての捜査を推進し、同違反事件を3件検挙した。また、PSI阻止訓練等の国際的な取組に積極的に参加したほか、対イラン措置に係る違法行為の検挙に至らなかった一方、対北朝鮮措置に係る違法行為2件を検挙したことから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、内閣情報会議等における情報の提供等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、国内関係機関・外国治安情報機関等との情報交換等により、テロ関連情報の収集・分析能力を強化したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。 業績指標③については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、国内関係機関・外国治安情報機関等との情報交換や、情報収集・分析機能の強化等により、違法行為の取締りを推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。
目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括		【業績目標、業績指標①・③及び達成目標】 今後も、国の公安の維持を目指すため、関係機関等との連携の強化等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を28年度の業績目標として設定する。 【業績指標②】 近年、我が国において国際テロの発生はなく、国際テロの発生の有無や発生件数の推移から業績目標の達成度合いを適切に測定することは困難であるため、28年度からは、国際テロの発生件数は業績指標とはせずに参考指標とする。
評価結果の政策への反映の方向性		【引き続き推進】 引き続き、情報収集・分析体制の強化及び国内外の関係機関との情報交換を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「治安の回顧と展望(平成27年版)」(28年3月警察庁警備局)		
政策所管課	外事課、国際テロリズム対策課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間

## 平成27年度実績評価書

### 基本目標6 業績目標1

基本目標	犯罪被害者等の支援の充実					
業績目標	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実					
業績目標の説明	犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等総合的な支援を充実させる。					
基本目標に関する予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	当初予算(a)	1,741,548 <104,147,348>	1,742,391 <110,563,330>	1,439,148 <116,796,012>	1,377,214 <125,096,438>	
	予算の状況(千円)	補正予算(b)	0 <12,706,990>	0 <12,116,438>	0 <9,773,369>	
	緑越し等(c)	0 <42,746,493>	0 <10,179,006>			
	合計(a+b+c)	1,741,548 <159,600,831>	1,742,391 <132,858,774>			
	執行額(千円)	1,270,269 <139,208,144>	1,239,893 <116,241,880>			
※ 上段には犯罪被害給付費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⅲ 戰略の内容</li> <li>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保</li> <li>(6) 犯罪被害者等の保護</li> </ul> </li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第2次犯罪被害者等基本計画」(23年3月閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>V 重点課題に係る具体的な施策</li> <li>第1 損害回復・経済的支援等への取組</li> <li>第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組</li> <li>第4 支援等のための体制整備への取組</li> </ul> </li> </ul>					

業績指標	業績指標①	基準								実績																																																					
		年度別		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)																																																						
				うち法律・政令改正の効果(注1)	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	うち法律・政令改正の効果	27年度																																																					
犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定金額並びに20年度法律・政令改正に伴う経済的支援の拡充に係る被害者数及び裁定金額)	申請	被害者(人)	585	—	652	—	619	—	558	—	531	—	589	—	452																																																
			(申請件数(件))		(718)		(810)		(729)		(645)		(623)		(705)		(552)																																														
	裁定	支給被害者(人)	534	112	663	191	517	135	516	135	503	154	547	145	422	117																																															
			(裁定件数(件))		(641)		(121)		(835)		(209)		(621)		(138)		(597)		(146)		(591)		(157)		(657)		(154)		(523)		(121)																																
			不支給被害者(人)		29		6		52		12		56		21		55		13		56		11		50		13		33		10																																
			(裁定件数(件))		(32)		(6)		(61)		(12)		(69)		(21)		(65)		(14)		(64)		(12)		(58)		(13)		(36)		(10)																																
			計(人)		563		118		715		203		573		156		571		148		559		165		596		158		455		127																																
			(裁定件数(件))		(673)		(127)		(896)		(221)		(690)		(159)		(662)		(160)		(655)		(169)		(715)		(167)		(559)		(131)																																
			裁定金額(百万円)		1,311		640		2,065		1,142		1,509		889		1,233		620		1,243		700		1,472		798		991		527																																
											(28年4月給与厚生課作成)																																																				
	注1: 被害者又は申請者のうち、以下の法律・政令改正により支給額が増額となった者の人数を計上している。																																																														
業績指標	<平成20年7月1日から施行された法律・政令改正の概要>																																																														
	○ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第15号)										<ul style="list-style-type: none"> <li>・重傷病給付金等について休業損害を加算</li> </ul>										<p>犯罪被害者等が犯罪行為により生じた負傷又は疾病的療養のため、従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合、重傷病給付金及び遺族給付金の額に、休業損害を考慮した額を加算</p>																																										
	○ 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成20年政令第170号)										<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の引上げ</li> </ul>										<p>生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金の最高額を約1,600万円から約3,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者についても最高額を大幅に引上げ</p>																																										
	○ 重度後遺障害を負った被害者に対する障害給付金の引上げ										<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から約4,000万円に引上げ、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者についても最低額を大幅に引上げ</li> </ul>																																																				
	○ 達成状況:△										<p>達成目標</p>										<p>犯罪被害給付制度を適切に運用する。</p>																																										
	業績指標②										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> <th style="text-align: center;">23年度</th> <th style="text-align: center;">24年度</th> <th style="text-align: center;">25年度</th> <th style="text-align: center;">26年度</th> <th style="text-align: center;">22~26年度(平均)</th> <th style="text-align: center;">27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)</td> <td style="text-align: center;">4,072</td> <td style="text-align: center;">3,851</td> <td style="text-align: center;">4,576</td> <td style="text-align: center;">5,002</td> <td style="text-align: center;">4,423</td> <td style="text-align: center;">4,385</td> <td style="text-align: center;">3,881</td> </tr> <tr> <td>部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)</td> <td style="text-align: center;">451</td> <td style="text-align: center;">468</td> <td style="text-align: center;">593</td> <td style="text-align: center;">353</td> <td style="text-align: center;">639</td> <td style="text-align: center;">501</td> <td style="text-align: center;">536</td> </tr> </tbody> </table>										項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度	警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	4,072	3,851	4,576	5,002	4,423	4,385	3,881	部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	451	468	593	353	639	501	536																			
項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度(平均)	27年度																																																								
警察部内カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	4,072	3,851	4,576	5,002	4,423	4,385	3,881																																																								
部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(件)	451	468	593	353	639	501	536																																																								
※ 27年度は暫定値																																																															
達成状況:○										<p>達成目標</p>										<p>警察部内カウンセラーの積極的な運用等により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを的確に行う。</p>																																											

業績指標③			基準							実績		
			項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度		
関係機関・団体等との連携状況(民間被害者支援団体における相談受理件数、直接支援件数及び警察からの情報提供件数)	民間被害者支援団体における相談受理件数(件)		22,192	24,649	25,892	24,177	25,445	24,471	28,235			
	民間被害者支援団体における直接支援件数(件)		6,576	7,250	8,088	8,150	8,546	7,722	6,978			
	警察からの情報提供件数(件)		606	712	852	899	833	780	1,034			
	※ 27年度は暫定値		(28年4月給与厚生課作成)									
達成状況:○	達成目標	関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者支援を適切に行う。 警察から関係機関・団体等への情報提供を積極的に行う。										
業績指標④			基準							実績		
被害者連絡制度(注2)の実施状況	項目		22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年			
	被害者連絡制度の実施率(%) (注3)		83.6	81.9	78.7	82.5	85.4	82.4	87.4			
	(28年4月刑事企画課作成)											
	注2: 身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はその遺族に対し、被害者等の意向を踏まえた上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況等について、事件を担当する捜査員が連絡を行う制度											
達成状況:◎	達成目標	被害者連絡制度を適切に運用する。										
業績指標⑤			基準							実績		
犯罪被害者に対する公費負担制度の運用状況	項目		22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年			
	司法解剖後の遺体修復・遺体搬送件数(件)		7,063	7,745	8,157	7,798	7,668	7,686	6,570			
	診断書料、初診料、検案書料の支給件数(性犯罪被害に係るものを除く)(件)		5,725	6,202	6,535	6,451	6,702	6,323	6,192			
	緊急避妊費用等(診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用、人工中絶費用)の支給件数(件)		4,357	4,289	4,522	4,445	4,236	4,370	3,718			
※ 27年は暫定値			(28年4月給与厚生課作成)									
達成状況:△	達成目標	犯罪被害者に対する公費負担制度を適切に運用する。										

参考指標①			項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度		
刑法犯(過失犯(注4)を除く。)による死者及び重傷者の数	死者(人)		636	656	587	521	570	594	501			
	重傷者(人)		2,630	2,788	2,759	2,745	2,718	2,728	2,523			
	合計(人)		3,266	3,444	3,346	3,266	3,288	3,322	3,024			
	※ 27年度は暫定値 (28年4月捜査支援分析管理官作成)											
参考指標②			項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度		
交通事故による死者及び重傷者(注5)の数	死者(人)		4,912	4,605	4,465	4,341	4,111	4,487	4,077			
	重傷者(人)		50,646	48,228	45,984	44,280	41,150	46,058	37,028			
	※ 27年度は暫定値 (28年4月交通企画課作成)											
	注5: 重傷者とは、交通事故によって負傷し、1箇月(30日)以上の治療を要する者をいう。											
参考指標③			項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22~26年度 (平均)	27年度		
参考指標・参考事例	犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備状況(警察における臨床心理士資格を有する被害相談専門要員(人))		84	86	92	70	80	82	83			
	その他の被害相談専門要員(人)		174	136	91	49	55	101	54			
	※ 27年度は暫定値 (28年4月給与厚生課作成)											
	参考指標④											
			項目	22年	23年	24年	25年	26年	22~26年 (平均)	27年		
指定被害者支援要員制度の運用状況(注6)	要員数(人)		31,187	32,403	32,949	33,687	34,234	32,892	35,253			
	運用件数(件)		30,396	28,613	33,811	34,126	31,911	31,771	30,594			
	※ 27年度は暫定値 (28年4月給与厚生課作成)											
	注6: 専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事案が発生した時に、あらかじめ指定された警察職員が、各種被害者支援活動を実施する制度											

業績目標達成のために行った施策	○ 被害者支援推進計画の推進【行政事業レビュー対象事業:55 犯罪被害給付金、56 犯罪被害者支援経費】 「平成27年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」を策定し、都道府県警察に示すとともに、当該計画に基づき各種支援施策を推進した。
	○ 被害者支援活動等に対する適切な評価の実施 犯罪被害者支援に携わる警察職員の士気の高揚を図るため、真に国民のニーズを踏まえた犯罪被害者支援活動及び効果的な施策に対して表彰を実施した。
	○ 研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施 警察大学校等において、被害者支援指導専科、被害者カウンセリング技術上級専科といった犯罪被害者支援に関する各種研修を実施した。
	○ 広報の推進【行政事業レビュー対象事業:56 犯罪被害者支援経費】 11月を広報実施月に設定して、犯罪被害者支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度について、重点的に広報を実施するとともに、年間を通じて、関係機関・団体と連携を図った。
	○ 全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進【行政事業レビュー対象事業:56 犯罪被害者支援経費】 民間被害者支援団体等と「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」を共催した。
	○ 被害を受けた少年に対する支援の推進(被害少年に対する継続的な支援の推進等) 少年サポートセンター等において、関係機関・団体と協力し、カウンセリングの実施や少年の家庭環境を始めとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行った。

評価の結果	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
		<p>業績指標①については、27年度中の各項目の値について、過去5年間の平均値と比較した減少率が20%から30%程度となっており、目標の達成が十分とは言えない。</p> <p>業績指標②については、27年度中の警察内部カウンセラーによるカウンセリング実施件数(3,881件)は過去5年間の平均値を下回ったものの、部外カウンセラーによるカウンセリング実施件数(536件)は過去5年間の平均値(501件)を上回ったことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標③については、27年度中の民間被害者支援団体における直接支援件数(6,978件)は、過去5年間の平均値を下回ったものの、民間被害者支援団体における相談受理件数(28,235件)及び警察からの情報提供件数(1,034件)は、過去5年間の平均値(それぞれ24,471件、780件)を上回ったことから、目標をおおむね達成した。</p> <p>業績指標④については、27年中の被害者連絡制度の実施率が、過去5年間の平均値(82.4%)と比較して増加しており、十分な実施率が維持されていることから、目標を達成した。</p> <p>業績指標⑤については、27年度中の各項目の値は、過去5年間の平均値を下回っており、目標の達成が十分とは言えない。</p> <p>個別の業績指標において達成が十分とは言えないものがあるものの、最近の刑法犯による死者及び重傷者の数の減少傾向等を勘案すれば、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
達成状況の分析		<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、被害者支援推進計画の推進及び被害者支援活動等に対する適切な評価の実施等により、適切な犯罪被害給付制度の運用を図ったが、目標の達成が十分ではなかった。</p> <p>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施、被害を受けた少年に対する支援の推進等により、支援活動の高度化や、犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援を図ったことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、広報の推進、全国犯罪被害者支援フォーラム等を通じた民間被害者支援団体との連携の推進により、犯罪被害者等の利便性が向上したほか、社会における犯罪被害者等に対する理解の促進が図られたこと等が、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標④については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、被害者支援推進計画に盛り込まれている「被害者連絡制度」が制度としてほぼ定着しており、目標達成に有効に寄与していると考えられる。</p> <p>業績指標⑤については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、被害者支援推進計画の推進、研修(被害者支援指導専科及び被害者カウンセリング技術上級専科)の実施及び広報の推進等により、各制度の整備促進や、犯罪被害者等への制度周知を図ったが、目標の達成は十分ではなかった。</p>
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	<p><b>【業績目標】</b> 今後も、犯罪被害者等の支援の充実を目指すため、犯罪被害者給付制度の適切な運用等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標を28年度の業績目標として設定する。</p> <p><b>【業績指標及び達成目標】</b> 犯罪被害者支援の充実についてより具体的に評価するため、業績指標①については、犯罪被害給付制度の運用状況(平均裁定期間)を新たな指標として設定し、適切に運用することを達成目標とする。</p>
	評価結果の政策への反映の方向性	<p><b>【引き続き推進】</b> 引き続き、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携を図るとともに、特に、犯罪被害者等に対するカウンセリングの更なる充実を図るために、専任者の確保、研修の充実等について、都道府県警察に対する必要な指導を行う。</p>

学識経験を有する者の意見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	○ 「平成27年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について」(28年5月警察庁長官官房給与厚生課) ○ 「交通事故統計年報」(警察庁交通局)		
政策所管課	給与厚生課、刑事企画課	政策評価実施時期	27年4月から28年3月までの間

# 平成27年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

基本目標	安心できるIT社会の実現				
業績目標	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止				
業績目標の説明	ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、情報セキュリティを確保するとともに、ネットワーク利用犯罪を始めとするサイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を進めることにより、安心できるIT社会を実現する。				
基本目標に関する予算額・執行額	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	当初予算(a)	239,395 <104,147,348>	220,474 <110,563,330>	229,703 <116,796,012>	185,282 <125,096,438>
	補正予算(b)	142,945 <12,706,990>	85,473 <12,116,438>	0 <9,773,369>	
	繰越し等(c)	175,800 <42,746,493>	0 <10,179,006>		
	合計(a+b+c)	558,140 <159,600,831>	305,947 <132,858,774>		
	執行額(千円)	484,880 <139,208,144>	253,320 <116,241,880>		
※ 上段には情報技術犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>III 戦略の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「世界最先端IT国家創造宣言」(27年6月30日全部変更)           <ul style="list-style-type: none"> <li>IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>3. サイバーセキュリティ</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「サイバーセキュリティ戦略」(27年9月4日閣議決定)           <ul style="list-style-type: none"> <li>5.2 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現</li> <li>5.3 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障</li> </ul> </li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(28年1月)           <ul style="list-style-type: none"> <li>二 地方創生への挑戦</li> </ul> </li> </ul>					

業績指標	業績指標①	項目	基準						実績						
			22年	23年	24年	25年	26年	24~26年 (平均)							
	サイバー犯罪(注1)の検挙件数	検挙件数(件)	6,933	5,741	7,334	8,113	7,905	7,784	8,096						
(28年4月情報技術犯罪対策課作成)															
注1: 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪															
達成状況:○		達成目標	サイバー犯罪の検挙件数を過去3年間の平均値よりも増加させる。												
業績指標②	実績														
情報セキュリティ関連事業者等との連携状況(事例)	<p><b>【事例1】</b> 27年4月、警視庁において、インターネットバンキングに係る不正送金を自動で行うといった機能を有する不正プログラムに国内外の約8万2,000台の端末が感染していることを把握し、プロバイダを通じた国内の感染端末の利用者に対する注意喚起等を行った。</p> <p><b>【事例2】</b> 27年11月、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターの協力を得て、18都道府県警察において海外サーバ利用の違法アダルトアフィリエイト(宣伝広告)サイトの一斉取締りを行った。</p>														
達成状況:◎		達成目標	情報セキュリティ関連事業者等との連携を強化する。												

業績指標③	実績							
サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携状況(事例)	【事例1】27年11月、三重県警察では、伊勢志摩サミットを見据えたサイバー攻撃対策の一環として、重要インフラ事業者等の職員を対象としたサイバー攻撃対策セミナーを実施した。セミナーにおいては、民間の有識者による講演を実施し、サイバー攻撃に関する最近の情勢及び対策について受講者の理解の醸成を図った。また、サイバー攻撃を受けたことを想定した事業対応に関する演習を、実際にパソコンを使用して実施することにより、受講者の緊急時の対処能力の向上を図った。 【事例2】27年10月、千葉県警察では、神奈川県警察と連携し、鉄道事業者の基幹システムが標的型メールによるサイバー攻撃を受けたとの想定で、事業者との共同対処訓練を実施した。訓練の実施に当たっては、民間の有識者の助言を受けて作成した想定シナリオを使用したほか、あらかじめ構築した同事業者の基幹システムの模擬ネットワークを使用し、実際にサイバー攻撃が発生した場合と同様の対処を行うなど、より実践的な内容としていることで、事業対処能力の更なる向上を図った。 上記事例のほか、国内の事業者等との連携に際しては、サイバー攻撃情勢に応じて訓練内容や事業者に対するセミナー内容の見直しを図りながら継続して実施している。27年度中もサイバー攻撃情勢を踏まえた的確な連携を実施した。							
達成状況:◎	達成目標	サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等との連携を強化する。						
業績指標④	項目	基準						実績
サイバーテロ(注2)の発生件数	発生件数(件)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	22～26年度(平均)	27年度
		(28年4月警備企画課作成)						
達成状況:○	達成目標	サイバーテロの発生及び被害の拡大を防止する。						

参考指標・参考事例	参考指標①	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年(平均)	27年
	サイバー犯罪等に関する相談受理件数	合計(件)	75,810	80,273	77,815	84,863	118,100	87,372	128,097
		詐欺・悪質商法	31,333	32,892	29,113	36,237	58,340	37,583	67,026
		迷惑メール	9,836	11,667	12,946	10,682	14,185	11,863	16,634
		名誉毀損・誹謗中傷	10,212	10,549	10,807	9,425	9,757	10,150	10,398
		不正アクセス・ウイルス	3,668	4,619	4,803	6,220	9,550	5,772	7,089
		インターネット・オーケション	6,905	5,905	4,848	5,950	6,545	6,031	6,274
		違法情報・有害情報	3,847	3,382	3,199	3,132	5,080	3,728	4,854
		その他	10,009	11,259	12,099	13,217	14,643	12,245	15,822
	(28年4月情報技術犯罪対策課作成)								
参考指標②	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年(平均)	27年	
	インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数	違法情報(件)	35,016	36,573	38,933	30,371	35,013	35,181	72,073
		有害情報(件)	9,667	4,827	12,003	3,428	3,874	6,760	5,333
		(28年4月情報技術犯罪対策課作成)							

参考指標③	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	
出会い系サイト及びコミュニティサイトの利用に起因する犯罪に遭った児童の数	出会い系サイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	254	282	218	159	152	213	93	
	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害に遭った児童数(人)	1,239	1,085	1,076	1,293	1,421	1,223	1,652	
(28年4月情報技術犯罪対策課作成)									
参考指標④	項目	22年	23年	24年	25年	26年	22～26年 (平均)	27年	
標的型メール攻撃の把握件数(注3)	標的型メール攻撃の把握件数(件)				1,009	492	1,723	1,075	3,828
(28年4月警備企画課作成)									
<p>注3：警察と情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との間でサイバー攻撃に関する情報共有を行う枠組みである「サイバーアンティレジエンス情報共有ネットワーク」の連携事業者等(平成28年1月現在、7,333の事業者等)から報告を受けた件数</p>									

業績目標達成のために行った施策	○ 「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」の制定 社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、サイバー空間の脅威に先制的かつ能動的に対処するため、警察庁において、27年9月、「警察におけるサイバーセキュリティ戦略」を制定・公表した。
	○ 「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」の策定 サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤を強化するため、警察庁において、27年12月、「サイバー空間の脅威への対処に係る人材育成方針」を策定・公表した。
	○ 全国協働捜査方式の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業:60 不正アクセス取締関係資機材の整備、61 サイバー犯罪取締りの推進】 IT社会における国民の安全・安心を確保するため、違法・有害情報の効率的な捜査活動を推進するための全国協働捜査方式(注4)を活用した取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、ファイル共有ソフトによるファイルの流通状況等の実態を把握するためのP2P観測システムを運用し、ファイル情報の分析・検索を行った。このほか、高度情報技術解析センターを中心に不正プログラムの効率的な解析を推進した。
	注4：インターネット・ホットラインセンターから警察庁に対して通報された違法・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁に設置された情報追跡班が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式
	○ 警察職員の研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業:64 サイバー攻撃対策の推進】 サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、情報通信技術及びサイバー攻撃手法に関する民間委託研修等を実施したほか、新たな資機材を整備するなどし、サイバー攻撃の防御対策及び被害の拡大防止のための体制強化に努めた。
	○ 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進【行政事業レビュー対象事業:63 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測技術に関する調査研究】 リアルタイム検知ネットワークシステムを運用してサイバー攻撃の予兆及び実態の把握に努めるとともに、同システムの高度化に資するインターネット観測技術に関する調査研究を実施した。また、DoS攻撃等に係る観測機能強化を見据えた検討、開発及び試験運用を実施した。
	○ 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業:62 情勢に対応した訓練環境の充実】 各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施するとともに、新たな訓練シナリオを追加し、訓練環境を強化した。
	○ 各種講演やセミナーによる研修及びホームページ等を活用した情報発信を通じた情報セキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業:59 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】 警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会、学校等における講演会、情報通信技術関連イベント等における情報セキュリティ・アドバイザーによる講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のサイトや警察庁セキュリティポータルサイト(@police)、情報セキュリティ対策DVD、広報啓発用リーフレット等を通じて、情報セキュリティに関する広報啓発を行った。
	○ サイバーテロ対策協議会、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携強化 都道府県警察のサイバー攻撃対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問を行い、捜査に対する協力等の要請を行うとともに、サイバーテロ対策協議会、サイバー攻撃対策セミナー等を開催し、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換等を行ったほか、重要インフラ事業者等と事案発生を想定した共同対処訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携の強化に努めた。

<p>○ 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:64 サイバー攻撃対策の推進】</p> <p>情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との「サイバーアンテリジェンス情報共有ネットワーク」及びウイルス対策ソフト提供事業者等との「不正プログラム対策協議会」の枠組みを活用してサイバー攻撃に係る情報共有を行い、また、セキュリティ関連事業者と「サイバーアンテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」の枠組みを活用して官民の連携強化を推進した。</p>
<p>○ 國際捜査協力及び情報セキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化</p> <p>G7ハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪に係る二国間協議等への出席、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議の開催、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>
<p>○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進</p> <p>インターネットバンキングに係る不正送金事犯について徹底的な取締りを推進したほか、中継サーバ事業者等による不正アクセス禁止法違反事件等について効果的な取締りを実施した。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>
<p>○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化</p> <p>デジタルフォレンジック連絡会を開催し、情報技術解析に係る関係機関との情報共有を図った。また、関係機関に対し、デジタルフォレンジックに関する講義を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。さらに、インターネット上の脅威に係る技術情報の収集範囲の拡大を図るため、民間事業者等との協力関係構築に取り組んだ。</p>
<p>○ 総合セキュリティ対策会議の開催等による産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業:59 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】</p> <p>総合セキュリティ対策会議においては、「サイバー犯罪捜査及び被害防止対策における官民連携の更なる推進」について議論を行い、報告書等を取りまとめた。また、産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とする一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターの活動に参画した。さらに、不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会(官民ボード)やプロバイダ連絡協議会等においてサイバー犯罪情勢や対策の在り方等について情報交換を行うとともに、インターネットに係る最新の技術に関する情報及び電子機器等の解析に必要な技術情報を得るために、民間企業との技術協力を推進した。</p>
<p>○ ホットライン業務の効果的な運用【行政事業レビュー対象事業:57 インターネット・ホットライン業務】</p> <p>一般的インターネット利用者等から違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うため、警察庁が業務委託をしているインターネット・ホットラインセンターにおいて、通報を受けたインターネット上の違法・有害情報に関し、サイト管理者等に対して、27年中は違法情報32,534件、有害情報1,719件の削除依頼を行い、このうち違法情報30,359件(93.3%)、有害情報1,384件(80.5%)が削除された。</p>
<p>○ 外部委託したサイバーパトロール業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業:57 インターネット・ホットライン業務、58サイバーパトロール業務】</p> <p>一般的インターネット利用者からの通報が期待できない出会い系サイトや児童ポルノ等が掲載された登録制サイト等をパトロールし、発見した違法・有害情報をインターネット・ホットラインセンターに通報するため、警察庁が業務委託しているサイバーパトロールにおいては、27年中に10,294件の通報を実施した。</p>
<p>○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の効果的な運用</p> <p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、第6条の禁止誘引行為違反について、27年中は235件を検挙した。</p>
<p>○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業:57 インターネット・ホットライン業務】</p> <p>サイバー空間におけるボランティア活動の促進を図るために作成した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」、「サイバー防犯ボランティア育成のための研修カリキュラム(モデル)」を活用し、新たなサイバー防犯ボランティアの結成を促進するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動支援を推進した。</p>

	各行政機関 共通区分	○:相当程度進展あり
目標の達成状況	判断根拠	<p>業績指標①については、27年中のサイバー犯罪の検挙件数(8,096件)が過去3年間の平均値(7,784件)と比較して増加し、目標を達成したが、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標①)が増加していることに鑑み、おおむね目標を達成したものと評価する。</p> <p>業績指標②については、「実績」欄に掲げた事例を始めとする取組を推進し、情報セキュリティ事業者等との連携を強化したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標③については、27年度中、国内の事業者との連携を強化したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標④については、サイバー攻撃による脅威は依然として深刻であるものの、27年度中のサイバーテロの発生件数は0であったことから、おおむね目標を達成したと考えられる。</p> <p>各業績指標についてはおおむね目標を達成したものの、27年中は標的型メール攻撃の把握件数(参考指標④)が過去最多となり、日本年金機構を始めとする我が国の多数の機関、事業者等でサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生したほか、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標①)が増加するとともに、インターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害が過去最高となるなど、サイバー空間の脅威は依然として深刻であることから、基本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。</p>
評価の結果	達成状況の分析	<p>業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、各種資機材がサイバー犯罪捜査において不可欠な資機材として活用されたことに加え、全国協働捜査方式の活用、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害事犯の全国一斉取締り、捜査情報の共有、P2P観測システムの運用等の取組により、効果的かつ効率的な取締りが可能となったことから、当該取組が目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>また、インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報及び有害情報件数(参考指標②)は共に増加しており、インターネット・ホットラインセンターから警察庁への通報に基づく検挙も行われたことから、こうした外部委託業務も目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標②については、不正プログラムに感染している端末を把握した際に、国内の感染端末に係る情報をプロバイダに提供し、当該端末の利用者に対する注意喚起を官民連携して行ったことから、当該取組が目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>また、海外サーバ利用の違法アダルトアフィリエイトサイト(宣伝広告)に対する一斉集中取締りにおいては、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターから、違法サイトの絞込機能の高度化やウイルスの解析情報等に関する助言を得て捜査を進めたことから、当該取組も目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標③については、重要インフラ事業者等との共同対処訓練の実施や情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との情報共有等の取組が、目標達成に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標④については、資機材の整備等により、サイバー攻撃対策の推進体制を強化したことや、共同対処訓練等により、重要インフラ事業者等や情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携を強化したことのほか、リアルタイム検知ネットワークシステムを運用しサイバー攻撃の予兆及び実態の把握に努めたことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p>
目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	<p><b>【業績目標】</b> 今後も、安心できるIT社会の実現を目指すに当たり、サイバーセキュリティ基本法の施行等を踏まえる必要があることから、28年度の業績目標の表現を変更する。</p> <p><b>【業績指標及び達成目標】</b> 業績目標の実現状況を評価するに当たり、サイバー犯罪の検挙件数等は業績指標として必ずしも適切でないところ、取組をより総合的に評価するため、業績指標を変更する。</p>
	評価結果の政策 への反映の方向性	<p><b>【引き続き推進】</b> サイバー空間の脅威は依然として深刻であることから、引き続き、人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	28年6月17日に開催した第32回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他 の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成27年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢について」(28年3月警察庁)</li> <li>○「インターネット・ホットラインセンターの運用変更について」(28年4月警察庁)</li> <li>○「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(28年4月警察庁)</li> </ul>	
政策所管課	総務課、情報技術犯罪対策課、警備企画課、 情報技術解析課	政策評価実施時期 27年4月から28年3月までの間